

# 調布市立学校児童死亡事故 検証結果報告書

調布市立学校児童死亡事故検証委員会

平成25年3月



## 目 次

|    |                           |    |
|----|---------------------------|----|
| 1  | はじめに                      | 1  |
| 2  | 事故の概要                     | 4  |
| 3  | 調布市の食物アレルギー対応について         | 6  |
| 4  | 調布市立富士見台小学校の食物アレルギー対応について | 9  |
| 5  | 当該児童への食物アレルギー対応について       | 10 |
| 6  | 事故発生当日の経過                 | 12 |
| 7  | 事故発生の要因                   | 26 |
|    | (1) 情報の共有について             |    |
|    | (2) 除去食の調理と配食・配膳について      |    |
|    | (3) 給食指導について              |    |
|    | (4) 緊急時の対応について            |    |
|    | (5) 研修の成果について             |    |
| 8  | 事故防止への提言                  | 32 |
|    | (1) 情報共有に関する提言            |    |
|    | (2) 除去食の調理及び配食・配膳方法に関する提言 |    |
|    | (3) 給食指導に関する提言            |    |
|    | (4) 緊急時の対応に関する提言          |    |
|    | (5) 教職員研修のあり方に関する提言       |    |
|    | (6) 教育委員会事務局への提言          |    |
| 9  | 児童及び教職員へのメンタルケアについて       | 37 |
| 10 | 検証委員会の活動及び委員名簿            | 41 |

## 資 料

|   |                                            |    |
|---|--------------------------------------------|----|
| 1 | 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） .....                  | 1  |
| 2 | 12月献立表 .....                               | 3  |
| 3 | 除去食一覧表（個人用） .....                          | 4  |
| 4 | 除去食一覧表（担任用） .....                          | 5  |
| 5 | 調理室手配表 .....                               | 6  |
| 6 | 調布市立小・中学校長宛て事務連絡（平成21年6月3日付け） .....        | 7  |
| 7 | アレルギー疾患のある児童・生徒への対応について（平成24年11月）<br>..... | 9  |
| 8 | 学校給食におけるアレルギー対応（平成24年12月） .....            | 11 |

## 1 はじめに

2学期の終業式を2日後に控えたクリスマス前の平成24年12月20日、調布市立富士見台小学校5年生の女の子が、給食を食べた後体調を悪くして亡くなるという事故を起こしてしまった。行政解剖の結果、死因は食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの疑いということであった。お亡くなりになった女の子に心から哀悼の意を表すとともに、ご遺族の皆様にも心からお悔やみを申し上げます。

生後間もない頃から家族みんなで食物アレルギーと戦ってきたことを考えると言葉では言い表せない感情が込み上げてくる。成人の晴れ姿を見ることなく我が子が逝ってしまった父母の悲しみ、いつも笑顔で会話していた姉たちの悲しみは計り知れない。家族そろっての楽しい団らんは戻って来ない。朝、いつものように笑顔で元気に学校に行ったのに、あの笑顔は戻って来ない。

入学時から給食対応をしてきた栄養士や調理員、健康管理を常に心配していた養護教諭、信頼されていた担任の先生はじめ教職員、そして仲良しだった多くの同級生や上級生、下級生達の前から女の子の笑顔が消えてしまった。

多くの希望や夢を持ちながら、叶えることなく11歳という若さで逝ってしまい、さぞかし無念なことだったであろう。また、多くの大人たちが周りにいながら、この女の子の命を守れなかったことを、どう考えどのように対応すればいいのか苦慮している。

保護者、栄養士、担任及び児童の情報共有、調理から配食までのシステム、緊急時の対応など、今まで行ってきた女の子への対応を検証し、二度と事故を起こさぬための対策を考えなくてはならない。

食物アレルギーのある子どもが年々増加傾向にある中、アナフィラキシーによる事故はどこの学校でも起こり得るということを前提にした対策を考える必要がある。

文部科学省が2004～05年に児童・生徒約1280万人に行った調査では、食物アレルギーを持つ割合は2.6%、アナフィラキシー0.14%であった。調布市に当てはめると1クラスに1人の割合で食物アレルギーやアナフィラキシーを持つ児童・生徒がいることになる。

調布市立小・中学校において学校給食で何らかの食物アレルギー対応をしている児童・生徒は、平成24年5月末現在、小学生293人、中学生134人の合計427人である。児童・生徒数の合計が約14,000人であるから3.05%

となり、国が行った調査よりやや高い割合を示している。ここ数年、学校給食で何らかの対応をしている児童・生徒が増えており、この傾向は今後も続くものと思われる。

食物アレルギーはあらゆる食物が原因となり得るが、代表的なものは、鶏卵、牛乳・乳製品、小麦、そば、ピーナッツ、木の実、甲殻類（エビ、カニ）で、特に鶏卵と乳製品だけで全体の約半数を占めるといわれている。

今回、富士見台小学校で発生した事故についても、粉チーズの入った料理を食べたことが原因と思われるが、わずかな量であってもアナフィラキシーショックを起こしてしまった。また、命を守るためには発症後の迅速な対応が求められているが、適切な対応が行われたのかを検証する必要がある。

なお、食物アレルギーのある児童・生徒への給食の対応について、2008年（平成20年）3月に財団法人日本学校保健会が発行（文部科学省が監修）した「学校のアレルギー疾患に対する取組みガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によれば、【レベル1】では詳細な献立表対応、【レベル2】では一部弁当対応、【レベル3】では除去食対応、【レベル4】では代替食対応と大別されており、【レベル3】と【レベル4】がアレルギー食対応といわれ、これらの対応が学校給食の望ましい形といえる、と記されている。しかし、学校給食での対応はあくまで保護者や医師の判断と給食現場の状況、学校における児童・生徒の状況などを総合的に判断する必要がある。

また、事故による責任を考えるあまり、安易に弁当持参にするなど消極的な対応にならないよう、現状で行える最良の対応を検討すべきであろう。

事故の検証は再発防止を考える中で、事故を未然に防ぐ取組みと事故が発生してから緊急対応という二つの視点から検討を行う必要があり、今後の研修のあり方や内容についても考え直さなければならない。

特に、事故を防ぐための取組みでは、保護者、学校管理職、栄養士、調理員、養護教諭そして担任が情報を共有し、調理方法、盛り付け方、配食の方法など、学校給食における基本的なルールづくりが必要である。また、給食の調理が直営方式であっても業者委託であっても同じシステム（調布方式）で調理され配食することが大切であり、栄養士や調理員の人事異動があっても、委託業者が変わったとしても常に同じルールが引き継がれることが、悲しい事故を起こさないことにつながるものと思う。

食物アレルギーによるアナフィラキシーが発生した場合の緊急対応については、すでに研修会等で説明がされているとおり、息苦しくなったり、激しい嘔吐

などの症状が複数同時に、かつ急激に見られ、意識の低下が見られたらアナフィラキシーショックと判断すべきである。また、アドレナリン自己注射薬である「エピペン®」（商品名、以下「エピペン®」という。）を所持している場合は、食物アレルギーによるアナフィラキシーの疑いを持ったら速やかに打つのが大原則である。

調布市立学校児童死亡事故検証委員会（以下「検証委員会」という。）では、事故に至った背景や様々な視点から事故の要因と考えられることを検証し、亡くなった女の子の死を無駄にしないよう、学校、教育委員会事務局及び調布市に対して再発防止につなげるための提言を行うこととした。

さらに、児童・生徒の命を預かっている学校の校長、副校長、担任、養護教諭、栄養士はじめ全教職員は、食物アレルギーに限らず病気や障害のある児童・生徒一人ひとりの状況を把握し、緊急時の対応をどのように行えばよいかといった研修による知識の習得は勿論、日常の訓練も行いながら常に危機管理意識と緊張感を持つ必要がある。そして、そのための努力を惜しんではない。

今回の事故は、女の子が担任に気分が悪いと訴えてからの14分間における対応が、生死の分かれ目になっている。わずかな時間の中で多くの者が夢中になって駆けずり回りながら、無我夢中で出来る限りをつくしている。ある者は2階から3階へ、ある者は2階から1階へ、さらに1階から3階へ、人を呼びに行ったりAEDを取りに行くなどの対応に追われた。しかし、一人の女の子の命を守れなかった。これは事実である。

誰かを責めるのではなく、その場に居合わせた一人ひとりが、自分の行動を振り返り、もっと出来ることはなかったのか、どうすれば女の子の命を守れたのかを考えて欲しい。そして、学校及び教育委員会事務局は、学校給食のあり方や事故防止の対応策などの見直しを行い、対策を講じていかなければならない。食物アレルギーによる事故を二度と起こさないために、学校、保護者そして主治医を含めた三者で一層の連携を図ることを期待する。

検証委員会では、今回の事故を検証するために学校関係者からの聞き取りを行い、事故に至った経緯と背景についてまとめたが、短い期間であったこと、またメンタル面を考慮して周囲にいた子ども達や保護者からの聞き取りは行わなかった。

二度と不幸な事故を起こさないために、再発防止につなげるためには、さらに

多くの関係者からの聞き取りを行うなど、より詳細な調査が必要であったと感じている。

本報告書には様々な角度から提言を行っているので、これから予定されている再発防止のための検討の中で一層の議論をお願いしたい。

## 2 事故の概要

平成24年12月20日（木）午後1時22分頃、給食後に体調を悪くして調布市立富士見台小学校5年2組の女の子（以下「Sさん」という。）が、救急搬送されたが午後4時29分死亡が確認された。行政解剖の結果、死因は食物アレルギーによるアナフィラキシーの疑いということであった。

12月20日（木）の学校給食の献立は、わかめごはん、肉団子汁、じゃがいものチヂミ、ナムル及び牛乳でじゃがいものチヂミに粉チーズが含まれていることから、粉チーズを除いた除去食が料理されている。なお、献立の牛乳はSさんには提供されていない。

給食室では、Sさんに提供する除去食であるじゃがいものチヂミを、直径10cm程度の紙カップに入れ丸い形にして、普通食（普通食は四角く切り分けられている。）とは別にオーブンで焼いた。

給食を教室に運ぶ前に栄養士、チーフ調理員及びサブチーフ調理員が、給食室で提供すべき除去食であることを給食室の除去食用献立ボードで確認している。

チーフ調理員は5年2組（3階）の教室の後ろのドアのところで、Sさん専用の給食がのった黄色いトレイ（一般児童は緑色のトレイ）を直接手渡した。

配食された給食が済んだ頃に、日直が「おかわりどうぞ」とクラス全体に声を掛けた。「じゃがいものチヂミ」は「おかわり用」に4枚残っていた。

担任は、配膳台の上で1枚のチヂミを4つに、合計16個のチヂミに切り分け、「食べる人いない？」と声を掛けながら教室内を配って歩いた。

担任がSさんの席のななめ前に差ししかかったところで、Sさんから「欲しいです」という声がかかった。担任は「大丈夫か？」と声を掛けたところ、Sさんは保護者が念のために持たせている献立表を出し、「これを見れば分かる」と言った。献立表には「じゃがいものチヂミ」には食べてはいけない料理に引かれているピンクのマーカーは引かれていなかった。そこで担任は4分の1に切り分けられた

じゃがいものチヂミをSさんにおかわりとして提供した。

保護者、栄養士、担任との間のルールでは、おかわりの申し出があった場合担任は、除去食一覧表（担任用）（いわゆる「おかわり表」という。以下同じ。）で確認することになっていたが、担任はSさんの持っているルールとは関係のない献立表は見たものの除去食一覧表（担任用）の確認はしていない。（当日、除去食一覧表（担任用）は2階職員室の担任の机の引き出しに入っていた。）

給食の時間が終了し清掃の時間に差しかったころ、喘息用の吸入器を口に当てて自席で苦しそうにしているSさんから13時22分頃、「先生、気持ちが悪い」という訴えがあり、担任は「大丈夫か？」と声を掛けた後、養護教諭を呼びに行くよう他の児童に依頼した。

担任は、Sさんのランドセルからエピペン®を取出し、「これ打つのか？」と尋ねたが、「違う、打たないで」と言われたため打つのをやめた。

1階の保健室にいた養護教諭が駆け付け、担任に救急車を呼ぶように促し、担任は職員室（2階）から13時31分救急車の要請を行った。その際、職員室にいた校長にも救急車要請の確認を行っている。

担任は、食物アレルギーによるアナフィラキシーを疑い、事務室（2階）にいる栄養士に献立を確認し、おかわりをさせたことが原因であると認識した。

その後、担任は職員室に戻り保護者（母親）に電話で救急車要請したことを伝えたが、会話が途切れるなど通話状態が悪かった。母親から事務室に電話が入り再度会話しているが、その際、担任は保護者から「エピペンを打ってください。」と言われた。

校長は職員室で担任からの報告を受け救急車要請を指示した後、Sさんが保健室（1階）にいますと思い保健室に行ったがSさんがいなかったため、救急車を迎え入れるために用務主事室（1階）に寄ってから正門の鍵を確認し、5年2組（3階）に向かった。

一方、5年2組では養護教諭が対応に当たっていたが、Sさんが養護教諭にトイレに行きたいことを伝えたため、養護教諭がおぶって5年2組前のトイレに連れて行った。

同じ階の他学年の担任らがトイレに駆け付けたので、養護教諭はAEDと人を呼ぶように要請した。

校長が駆け付けて即座にエピペン®を打ち（13時36分）、AEDも試みたがAEDからは「通電の必要なし」とのメッセージが流れた。このメッセージは心

停止の状況か心拍が認められる場合に流れるが、呼吸の確認ができず顔面蒼白の状態を考えると、すでに心肺停止状態にあったと推測できる。

その時に、救急車を要請し母親との連絡を終えた担任がトイレに駆け付けた。

救急車には保護者とエピペン®を打った校長の2人が乗車し病院に向かったが、16時29分に死亡が確認された。

### 3 調布市の食物アレルギー対応について

#### (1) 調布市における学校給食について

調布市の小学校給食は昭和36年から直営自校方式(※1)で提供しており、中学校は平成17年度と18年度にわたって親子調理方式(※2)により提供を開始した。中学校においては、保護者等の意見を尊重して弁当持参も可とする選択方式となっている。平成18年度からは、効率的な給食の実施のため、親子調理を実施している学校について、調理業務等の民間委託を開始した。

給食は必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、平成17年の食育基本法の制定を受け「食の大切さ」「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っており、全校に配置されている栄養士を中心に、食育を推進する取り組みを進めている。

献立は各校の教育計画を基に作成された「食に関する指導の全体計画」を考慮して、各学校ごとに作成し、平成21年4月に改正された「学校給食衛生管理基準」に則って調理を行い、安全な給食提供に努めている。

小学校は、自校内に調理施設があるため食缶等に配食した給食を、2学級用又は1学級用ワゴン車にのせて、小荷物専用エレベーターで各階に届ける。中学校へは、保温性の高い食缶等に配食した給食を、2学級用のコンテナに積み込み、配送業務を委託している業者が専用のトラックで中学校まで運び、エレベーターを利用して各学級の前までコンテナを届ける。小・中学校共に、各学級の給食当番は、ワゴン車やコンテナから食缶等を配膳台に移し、一人ひとりの児童・生徒に給食を配膳している。

#### (2) 小学校での対応について

##### ア 調布市での食物アレルギー対応の経過について

調布市の小学校では20年以上前から、各学校で要望のあった児童を対象に、少しずつ食物アレルギーへの対応を実施しており、栄養士会の記録によ

ると平成7年には調布市としての考え方を統一して対応していたことが確認できる。平成18年6月には、中学校給食が全校で開始されたことから、中学校での対応も含めた「調布市立学校給食における食物アレルギーの対応に対する考え方」を全校に周知した。調布市でのアレルギー対応は除去食を原則としているが、代替食の提供や、代替食材を持参してもらい学校で調理して提供する場合もあった。

その後、積み重ねてきた経験とガイドラインを基に、各学校で対応が必要な児童の人数・症状・対応食品の種類、各校の施設設備等の状況を考慮して、可能な範囲できめ細やかな個別対応を実施している。このため、食物アレルギーに対応している児童が280名以上いる中で、給食を食べることができず、弁当持参が必要な児童は全市で2名だけという状況になっている。

しかし、食物アレルギー対応が必要な児童数や対応する食品の種類が年々増加しており、さらに専用の調理スペースが無い中での除去食の調理は、栄養士及び調理員の負担を大きくしている。

#### イ アレルギー対応方針の検討について

保護者は、食物アレルギー対応を希望する場合、ガイドラインに基づき医師が記載した「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下「管理指導表」という。）を学校に提出する。次に、その内容を基に学校関係者と面談を行い、「学校で除去食や代替食を提供する」「自分で原因食材を取り除いたり、量を調整する」、「家庭から代替食や代替食品を持参する」、「弁当持参にする」等の対応方針について検討を行う。この際、除去が必要な食品に対する詳細な聞き取りを行うが、誤って食べてしまった場合の症状や対処方法も併せて聞き取っている。管理指導表の提出依頼及び面談は、症状についての変化も考えられることから、毎年実施することを基本としている。面談記録用及び詳細な聞き取り用の統一された書式が用意されているが、使用していない学校もある。

#### ウ 給食での対応内容の検討について

給食での対応方針が決定し毎月の対応内容を検討する際は、症状が重篤な場合や、原因食品が多い場合は、保護者と栄養士等の面談を実施し対応の確認をしている。症状が軽い場合や、除去食品が限定されている場合などは、書面や電話等でのやり取りで確認をしているが、保護者との連絡を何度か繰り返して内容が決まる場合や、保護者からの返事が滞る場合などもあり、最終決定までに時間を要する時もある。保護者との確認に要する書式は、学校

や栄養士が工夫して作成したものを各自が使用しており、調布市として統一されたものはなかった。

毎月の献立において個人の対応が決まると、複数に及ぶ除去食調理を支障なく実施するために、対応が必要な全員分を集約した除去食一覧表等を作成する。また、各担任に除去食の内容を知らせる表も必要になるが、これらの書式についても、栄養士が工夫して作成したものを各自が使用しており、調布市として統一されたものはなかった。

#### エ 調理について

調理に当たっては、栄養士と調理員により除去食等の内容、調理過程等を打ち合わせし、コンタミネーション(※3)や調理ミスが起こらないように注意しながら作業にあたる。原因となる食材が調理工程の後半以降に加えられるものは、調理途中の物を取り分け別鍋で調理する。調理途中で取り分けることが困難な場合は、原因となる食材以外を最初に取り分けておいて調理する。一つの料理で複数の原因食品がある場合は、誤配等を避けるために原因食品全てを除去して調理する場合もある。調理工程によっては原因食品の代わりに別の食品で調理する代替食を提供する場合もある。保護者の要望になるべく沿えるよう対応してきたため、食物アレルギー対応が煩雑になる部分も出てきたため、食物アレルギー対応の人数が多い学校では家庭への協力依頼の割合を増やさざるを得なくなっている。

#### オ 配食・おかわりについて

除去食等の提供においては誤配等が起きないように、食器の色を変更したり、一人ひとりのネームプレートを作成したり、原因食品のカードを作成する等の工夫をしている。除去食の提供は、異物混入を防ぐためにラップ等で覆い、ワゴン車にのせて提供する方法と、給食室へ取りに行く方法があり、学校の実況に応じて対応している。おかわりについては、原因食品が使用されている料理は当然禁止となるが、症状が重篤な児童の場合はコンタミネーションの心配もあることから、一部の学校で除去食の提供が必要な日は全ての料理のおかわりを禁止していたが、現在は緊急対応という観点から3校を除き、除去食の提供が必要な日は全ての料理についておかわりを禁止している。

#### (3) 中学校での対応について

中学校においては、小学校で調理した給食を配送する親子調理方式での提供のため除去食の安全確保が難しいこと、また自分の食事について自己管理ができるようにする観点からも、食物アレルギー対応食の提供は行っていない。調

味料を含む全ての食材の量まで記載されている調理室手配表を提供し、保護者及び生徒が食材等を確認し、自分で原因食材を取り除いたり、量を調整したりするか、家庭からの持参品で対応している。

#### (4) 事故後の対応

当日、学務課から校長・副校長宛てにメールにて、アレルギー対応に注意する旨の注意喚起を行った。

また、3学期開始前の平成25年1月4日には、学校における食物アレルギー事故の防止に向けて、ガイドラインを改めて送付し、順守について周知徹底を求めた。さらに、各小中学校でのアレルギー対応確認を至急実施し、併せて送付した緊急時の対応についての資料等を活用して、教職員の食物アレルギーに対する認識と学校内の連携をより一層深めるよう通知した。

#### ※1 直営自校方式

市の職員により自校で調理をする方法。

#### ※2 親子調理方式

小学校の給食室で調理した給食を中学校へ配送する方法。

#### ※3 コンタミネーション

意図しない不適切物が混入すること。

食品を取り扱う分野では、製造や調理の際に、原材料として使用していないにもかかわらず、飛散や器械・器具の付着等によりアレルゲンが混入してしまう場合をいう。

### 4 調布市立富士見台小学校の食物アレルギー対応について

年度初めに管理指導表を基に、校長、担任、養護教諭、保護者、栄養士等で面談を行い、対応方針の検討をしている。

毎月の対応内容は、献立表や調理室手配表を基に、栄養士と保護者で面談又は書面によって献立ごとに除去すべき食品を確認し、除去食または代替食を提供するか、家庭から持参するか等の対応内容を決定している。決定内容は、症状や原因食品の種類などに応じて除去食一覧表、調理室手配表、献立表に記入し、保護者と栄養士が同じ書式を所持していた。担任は、症状が重篤な児童の担任については除去食一覧表を所持し、他の児童の担任については除去食が明記された献立表を所持していた。

平成25年1月からは、全児童の除去内容を除去食一覧表にまとめ、この書式を保護者、校長、担任、栄養士、養護教諭等全ての関係者が所持するようになった。また、教室での保管場所も校内で共通した場所に保管することにし、担任が不在の場合にも他の教員が対応できるようになっている。

なお、富士見台小学校ではナッツ類が原因食品となる児童が多く、体調などにより症状が重くなるため、平成24年度は当初から給食にナッツ類の使用を控えている。

栄養士は保護者との確認内容に基づき、調理業務等委託業者(以下、業者という。)と除去食等の打合せを行い調理を依頼する。業者はホワイトボードに記入した打合せ内容、除去食一覧表により担当者が調理し、除去食のみ食器にセットして異物混入防止のためラップをし、さらに名前を明記してワゴン車にのせている。

富士見台小学校では、平成24年9月に同じ食器に調理された除去食と、除去代替食対応が必要であるにもかかわらず一般児童用の料理(児童は家庭から代替食を持参していた。)の両方が盛り付けられ、本来提供してはいけない料理を1年生児童が誤食して、アナフィラキシーを起こし救急搬送される事故が発生している。

この事故を受けて当該1年生児童への対応を見直し、アレルギー対応の内容確認を献立表から除去食一覧表に変更した。

また、調理を担当する業者は、調理室手配表に持参品についての記載を行い、児童専用のホワイトボードを用意して持参品も含めた献立全てについて記載することとした。さらに、家庭からの持参品は栄養士が預かり、除去食や除去食以外のものと一緒に、1食分全てをセットして栄養士が直接手渡しすることにした。その際、栄養士は除去の内容について当該1年生児童に伝え、児童が食べ始めるまで教室内で見守ることとし、現在も継続して行っている。

## 5 当該児童への食物アレルギー対応について

### (1) 除去食を提供するまでの基本的な流れ

Sさんは、富士見台小学校入学に当たって、食物アレルギー症状が重篤で保育園の時に救急車搬送された経緯もあるため、入学前から面談などを実施し対応についての検討を開始した。保護者はコンタミネーション等の不安があるため、Sさん専用の食器を希望され、専用の食器とトレイを使用することとした。

他の児童は縁にグリーンのラインが入っている食器と緑色のトレイを使用しているが、Sさんには縁にオレンジのラインが入っている食器と黄色のトレイを用意した。

入学後も毎年度初めには、管理指導表を基に保護者と、校長、担任、養護教諭、栄養士等で面談を行い、食物アレルギー対応などの確認を行っている。

また、毎月末に翌月の調理室手配表を基に、保護者、栄養士、チーフ調理員で面談を行い、除去すべき食品について確認し、除去食または代替食を提供するか、家庭から持参するか等の対応内容を確認している。確認した内容を栄養士が「除去食一覧表」として作成し、「除去食一覧表（個人用）」を保護者、「除去食一覧表（担任用）」を担任、他のアレルギー対応児童の内容も記載されている「除去食一覧表」を栄養士と調理員が持つようにしている。

調理に当たっては、前日に栄養士とチーフ調理員が調理員用休憩室で「調理室手配表」と「除去食一覧表」を基に打合せを行い、持ち運びできるホワイトボードに除去が必要な料理名、除去が不要な料理名をチーフ調理員が記入し確認している。

当日、チーフ調理員は調理開始前に前日の打合せ内容を、ホワイトボードの記載内容を確認しながら、除去食が安全に調理できるようにパートを含めた全調理員に説明と指示を行い、除去食は担当料理ごとの責任者が、ホワイトボードと除去食一覧表を基に調理することになっている。チーフ調理員は、Sさん専用の食器に除去食と普通食を一緒に盛付し、食器に蓋をしてSさん専用のトレイに乗せる。

打合せ通りに除去食ができているかを栄養士が確認後、チーフ調理員が教室の出入口まで持って行ってSさんに手渡すが、その際に、除去食があることを伝える。おかわりについては、担任は「除去食一覧表（担任用）」で、確認することになっている。

## (2) 事故当日の給食を提供するまでの流れ

前日の午後4時頃、栄養士とチーフ調理員が調理員用休憩室で調理室手配表と除去食一覧表を基に打合せを行い、持ち運びできるホワイトボードに除去が必要な料理名、除去が不要な料理名をチーフ調理員が記入した。

調理開始前に、チーフ調理員はホワイトボードで前日の打合せ内容を確認しながら、除去食が安全に調理できるようにパートを含めた全調理員7人に説明と指示を行った。除去食はサブチーフ調理員がホワイトボードと除去食一覧表を基に調理し、チーフ調理員はSさん専用の食器に除去食と普通食を一緒に盛

付し、食器に蓋をしてSさん専用のトレイに乗せた。

栄養士が給食室で打合せ通りに除去食ができていることを確認後、チーフ調理員が教室の後ろの出入口まで持っていき、Sさんに直接手渡した。

## 6 事故発生当日の経過

(1) 発生日 平成24年12月20日(木)

(2) 発生場所 調布市立富士見台小学校3階

5年2組教室及び5年2組教室前トイレ

(3) 当該児童をめぐる状況

ア Sさんは、小児喘息の持病及び、鶏卵(平成24年度2学期から解除)、牛乳・乳製品、ピーナッツにアレルギーがある。

イ 栄養士、チーフ調理員とSさんの母親(以下「母親」という。)とは毎月、事前に母親に渡してある「調理室手配表」を基にアレルギーを起こす対象となる食材について確認と打ち合わせをしていた。12月分については11月26日(月)13時30分頃、富士見台小学校事務室において、栄養士、チーフ調理員と母親は、12月の献立について事前に母親に渡してあった「調理室手配表」を用いて打ち合わせをした。その際、12月20日の献立に使用する「粉チーズ除去」についても確認し、翌日以降、保護者には「除去食一覧表(個人用)」,担任には「除去食一覧表(担任用)」(いわゆる「おかわり表」でおかわりできないものには欄外に×が付けられている)により、「粉チーズ除去」について情報共有していた。

ウ Sさんは、ランドセルにエピペン®1本、喘息発作時に使用する吸入器1台を常時携帯していた。

(4) 経過

### 【9時00分】

12月20日の献立のうち、粉チーズが含まれている「じゃがいものチヂミ」については、除去食対応のため、粉チーズを除く材料を全て混ぜ合わせ後、除去食用に取り分け、ラップをして調理台の上で保管した。その後、普通食用は、粉チーズを加え、オーブンの天板にのばして焼き、四角く切り分けた。

### 【11時00分】

除去食は、直径10cm程度の紙カップに入れて丸い形にして、普通食と

は別に焼いた。出来上がった除去食を、除去の必要のない料理と一緒にSさん専用の縁がオレンジ色の線の入った食器に配食し蓋をして黄色のトレイに乗せた。

【12時15分】

栄養士、チーフ調理員及びサブチーフ調理員が給食室で提供すべき除去食であることを除去食用献立ボードで確認した。

【12時17分】

チーフ調理員が教室前の廊下（後ろのドア）で、Sさん専用の給食がのった黄色いトレイを直接手渡したが、どのように伝えたかまでは、チーフ調理員は正確に記憶していない。以前から手渡しはされていたが、平成24年9月の事故以降除去食名を伝えることになっていた。どのように伝えたかチーフ調理員が記憶していないということは、Sさんがおかわりを申し出たことを考えると、何が除去食かどうか明確に伝わっていなかったと推測できる。

【12時45分前頃】

5年2組の日直が「おかわりどうぞ」とクラス全体にかけ声をかけた。「じゃがいものチヂミ」は4枚残っていた。この4枚は調理室でおかわり用に多く入れたものである。

普段の給食では、おかわりの際、教室の前方に置かれている配膳台まで児童が取りに来るが、当日出された「じゃがいものチヂミ」は、学級の児童から「不思議な味がする」と感想があがっており、おかわりする児童が少なかったので担任は配り歩くこととした。担任は、熱心に給食指導をしており、給食完食を目指して学級をあげて取り組んでいた。

担任は、配膳台で一つの「じゃがいものチヂミ」を4つに分割し、4枚で計16個に分けられた「じゃがいものチヂミ」を給食用のバットに入れ、「あまっているよ」「食べる人いない？」と声をかけながら、教室内を配って歩いた。

【12時50分前頃】

担任が、何人かの児童に配りながら、Sさんの席のななめ前に差しかったところで、Sさんから「欲しいです」と声が掛った。

（Sさんは、年に数回程度しかおかわりをすることがなかった。担任は、Sさんがおかわりをする際には必ず「大丈夫か？」と声を掛け、「おかわり表」で食べて良いかどうかの確認をしていた。）

担任は、「これ大丈夫か？」と声を掛けた。

Sさんは、「これを見ればわかる」と言っ、机の道具箱に入れてあった連絡袋の中から、念のために母親から渡されている「チェック表」をとりだした。(チェック表は、母親が献立表の食べてはいけない物に、ピンクのマーカーを引き、Sさんに渡しているもの。担任は、Sさんがチェック表を持っていることは知っていたが、実際に見たのはこの時が初めてであった。)

担任はSさんと一緒に、チェック表内の「じゃがいものチヂミ」の欄に、ピンクのマーカーが引かれていないか確認したが、「じゃがいものチヂミ」の欄には、ピンクのマーカーが引かれていなかった。

担任が「赤い(ピンク)線のところがダメなんだな」と声を掛けたところ、Sさんは「そう、うん大丈夫」と答えた。

(この時担任は、除去食一覧表(担任用)での確認をしなかった。調査した結果、除去食一覧表(担任用)は職員室の担任の机の引き出しにあった。)

担任は、Sさんが「じゃがいものチヂミ」を食べても大丈夫だと判断し、Sさんの食器に4分の1に分けた「じゃがいものチヂミ」を配食した。

(この後、担任はSさんが食べたかどうか確認していない。)

#### 【12時57分頃】

「ごちそうさま」をするのと同時に、担任は、5時間目の体育の授業の準備のため、先に着替えをするよう指導した。

また、昼休み後の清掃の準備のため、児童は自分の机といすを、教室の後方へ移動した。

#### 【13時05分頃】

Sさんと、当該クラスのAさんほか2～3人が教卓にいた担任のところへやってきて、数分間おしゃべりを楽しんだ。

#### 【13時15分前後】

清掃開始の時刻となったが、当該クラスのB君とC君が、教室の後方に移動した自分の席で、まだ給食を食べていたので、担任は、B君の机の横に立ち、B君が早く食べ終わることができるよう指導していた。

清掃開始の時間となったため、担任はクラス全体に、担当の場所へ行って清掃を始めるよう声を掛け、B君に対する指導を続けた。

#### 【13時22分頃】

担任がB君に指導を続けていたところ、教室の後方に移動した自分の席に座っていたSさんから、「先生、気持ちが悪い」との訴えがあった。

(担任は、Sさんが自分の席で座っていたことを認識しておらず、この時点で初めてSさんに気が付いた。また、Sさんは、喘息の持病があるため、午前中に体育の授業があった際など、昼休みに自分の席で休んでいることがあり、そのことは、クラス全体が認識していた。)

担任は、B君の席からSさんの席の横に移動した。

その際、Sさんは持参している喘息用の吸入器を使い、吸入をしていた。

担任は「大丈夫か？保健室に行くか？」と声をかけた。

Sさんは「大丈夫」と答えた。(担任の聞き取りでは、Sさんは咳をしていなかった。)

### 【13時24分頃】

担任は、Sさんの顔が紅潮しており、呼吸が苦しそうで、いつもの具合が悪い時の状態よりつらそうであったので、そばにいたD君に、「養護教諭を呼んで来て」と依頼した。

担任は、食物アレルギーの可能性を考え、エピペン®を打つことを考えた。

担任は、エピペン®がSさんのランドセルに入っていることを知っていた。

ランドセルロッカーの場所を探すため、近くにいた女子児童に、「Sさんの出席番号は何番？」とたずねたところ、近くにいた女子児童が「21番」と答えた。

担任は、21番のランドセルロッカーからSさんのランドセルを見つけ、Sさんの前の机にランドセルを置き、エピペン®を取り出した。

担任は「これ、打つのか？」とSさんに尋ねた。

Sさんは、「違う、打たないで」と答えたため、担任は、エピペン®を打つのをやめた。

養護教諭のいる保健室に5年2組のD君が来た。養護教諭は、D君から「担任の先生が養護の先生を呼んできてと言っていた。」との内容を聞いた。

### 【13時28～30分頃】

養護教諭はD君と共に5年2組の教室に移動した。Sさんは、教室の後ろにある自分の席に座っており、自分で喘息の吸入器を口に当てていた。息が苦しそうでうまくできていなかった様子を見た養護教諭は、救急車の要請が必要であると判断し、Sさんに「救急車呼ぼうね。」と言った。Sさんは、「うん」と言って頷いた。

養護教諭は、そばにいた担任に救急車を要請するよう伝えた。担任は、Sさんを養護教諭にまかせて、救急車の要請をするために教室を離れた。

担任は5年2組から2階の職員室へ行き、職員室にいた校長に「Sさんの喘息がいつもより強くでています。救急車を呼んだ方がいいですよね」と伝えたので、校長は救急車を「要請しなさい」と指示した。

### 【13時31分頃】

担任は、救急車要請の後、給食の献立を確認するため2階事務室にいる栄養士に「おかわり表を見せてください。チヂミ食べて良かったですか？」と聞いた。栄養士は「ダメだよ」と答えた。

栄養士はSさんが保健室にいると思い1階の保健室に行ったが不在だったので、3階の5年2組に向かった。

担任は職員室に戻り母親の携帯に電話し、「いつもより喘息が強く出ているため、救急車を要請しました。僕がおかわりでチーズ入りのチヂミを食べさせました。」と伝えた。

母親からは「どんな状態ですか」と聞かれ「つらそうです」と答え、また、「搬送先は慈恵第三病院がいいです」と要望され、「救急隊員にそう伝えます。病院に着いたら連絡します。」と答えた。さらに、「エピペン®は打ったのですか」と聞かれた。そこで、電話の状態が悪く通話が途切れた。

担任は職員室に来たG教諭に「エピペン®はどこにあるの？」聞かれ、「ランドセルが机にある」と答えた。

母親から担任への電話が事務室にあり担任が事務室で電話を受けた。母親から「エピペン®を打つよう」求められ、5年2組の前のトイレに向かった。

一方、5年2組に来た養護教諭は、Sさんが「トイレに行きたい」と言ったので、トイレに連れて行こうとしたが、立てない状態だったので、おんぶで背負って教室の後ろの扉から出て、5年2組教室前の女子トイレに向かった。

養護教諭は、トイレに入ってすぐ左にある最もスペースのある個室に入り、Sさんを便器に座らせた。その時、養護教諭は、「Sちゃん」と呼んだが、返事をしなかった。表情は青く悪くなっていた。養護教諭は、「Sちゃん」と何度も呼びながら胸部を左手で叩いた。

校長は担任が職員室から救急車を要請した後、Sさんが1階保健室にいるものと思い1階に降りたが、保健室にSさんがいなかったため、救急車が敷地内に入ってくることを考え、同じ1階にある用務主事室に行き正門玄関の鍵を取りに行った。この日、副校長は不在であり、救急車搬送が安全かつ円滑に行われるために、玄関で救急車受け入れが可能かどうかを確認し、3階に向かった。

これとは別に、職員室にいたスクールサポーターは、担任が（救急車要請の）電話をしているところを見かけ、担任に「どうしたの」と尋ねたところ、担任が「Sさんがアナフィラキシーショックを起こしたように思う」と言った。スクールサポーターは、担任に「何かすることある」と尋ねたところ、担任は、「教室に子どもがいるので」と言ったので、スクールサポーターは、「分かった。座らせておく」と言って、3階5年2組に駆け上った。

スクールサポーターが3階に上がると、トイレに人だかりができていたので中入り、養護教諭がSさんへの対応をしていたのを見て、「何かすることある」と尋ねた。養護教諭は、「AEDを持って来て」と言った。

スクールサポーターは、3階から2階に降りた。AEDは1階にあることを知っていたが、他にもっと近い場所にAEDがないかを確認するため、その場にいたF教諭に「AEDどこですか」と確認をした。F教諭は、「下」と言って、スクールサポーターと共に1階のAEDが置いてある正面玄関横に向かった。F教諭が格納されているAEDを取り出した後、スクールサポーターは、AEDを持って走って3階に向かった。

スクールサポーターは、3階のトイレに到着し養護教諭に「AED」と言って、AEDを差し出した。養護教諭は、スクールサポーターに「脈ある」と尋ねた。スクールサポーターは、Sさんの脈を確認した後、「分からない」と伝えた。今度は、養護教諭がSさんの脈を確認した。養護教諭は、脈がわずかにあると感じた。

その間、5年2組の教室の隣にある4年1組にいた同組担任G教諭は、5校時の授業が体育であったことから担任している児童に対して、「そうじが終わったら校庭に行きなさい」と指導をしていた。教室には、5・6人残っていたが、児童が「女子トイレの前が騒がしい」と言ったので、G教諭が廊下を確認したところ、子どもによる人だかりができていた。G教諭は近くにい

た男子児童E君に尋ねたところ、E君が「Sが具合悪くって」と言ったので、トイレの中に入った。

G教諭がトイレの中に入ったところ、養護教諭が個室の中でSさんを座位のまま抱えていた。G教諭は養護教諭に「大丈夫ですか」と尋ねた。養護教諭はG教諭に「大丈夫じゃない。誰か人を呼んできて」と要請した。

G教諭が、職員室に向かったところ、担任が電話をかけていた。G教諭は、担任に「救急車呼んだ」と尋ねたところ、担任は「呼びました」と言った。

G教諭は「エピペン®はどこにあるの」と聞いたところ、担任が「ランドセルが机にある」と言ったので、G教諭は5年2組に向かった。

一方、スクールサポーターは、養護教諭に「エピペン®は。エピペン®は。」と尋ねた。周囲にエピペン®を注射した形跡がないのを確認したスクールサポーターは、5年2組の教室に向かった。

それまでの間、H教諭は、トイレの前にいた児童らを整理するなどの指導をした。

#### 【13時35分頃】

この時、騒ぎに気付いたI主幹教諭とJ教諭は、廊下にいた5・6年児童を教室に入れ、指導した。

G教諭は、トイレの前にある5年2組の教室に入り、Sさんの机の上にあったエピペン®の入ったケースを持った時、スクールサポーターも教室に入ってきたので、二人で一緒に再びトイレに向かった。トイレに入った後、ケースから取り出したエピペン®を、すでにいた校長に「これエピペン®です」と言って、手渡した。

校長が5年2組前のトイレに駆け付けたとき、Sさんは便座に座り後方にもたれかかるように座っていた。呼吸している様子はなく手首で脈は確認されず、顔面蒼白で完全に血圧が下がっていると判断した。

#### 【13時36分】

校長は、G教諭が持ってきたエピペン®をSさんの右大腿部外側に打った。（1回目は針が刺さらず、練習用のものと間違えたのかと思いエピペン®を確認した。練習用ではないことを確認し、再度試み、打った。）

打ち終わった後、校長と養護教諭がSさんをトイレの個室から出し、足が入口の方になるよう、仰向けに寝かせた。校長が「毛布があるといいね」と言ったので、G教諭は、毛布を取りに保健室に向かった。

校長がAEDのケースを開け電源を入れ、パッドの入っているパックを開

け、中に入っているパッドをスクールサポーターがSさんの胸に貼った。AEDを作動させたが、AEDからは「通電の必要がない」という内容のメッセージが流れた。養護教諭は、心臓マッサージを行った。

(AEDのメッセージは、心拍が認められる場合と心停止の場合「通電の必要がない」という内容のメッセージが流れるが、校長の聞き取りから、Sさんはこの時すでに心停止状態にあったために、「通電の必要がない」という内容のメッセージが流れたと推測できる。)

G教諭が毛布を持ってトイレに入って来た。G教諭は、「(担任している子どもが校庭にいるので) あとはお願いします」と言って校庭に向かった。

救急車要請と保護者の連絡を終えた担任がトイレに入って来た。校長がエピペン®を打った後で、養護教諭が心臓マッサージをしているのを見て、「人工呼吸していいですか。自分がやります」と言い、行った。

#### 【13時40分前】

スクールサポーターは、「救急車が来たよ」という声がしたので、トイレから出て、近くにいた4年2組担任H教諭に、「救急隊員の人をここに連れてきて」と言った。養護教諭は、心臓マッサージを続けていた。校長も救急車を迎えに行った。

I主幹教諭とJ教諭は各教室をまわり、各担任に状況を伝え、児童を教室に待機させるとともに、カーテンを閉めることを指示した。2年生には、下校準備中だったので、下校をさせないように伝えた。

#### 【13時40分頃】

救急車が到着し、校長による誘導で救急隊員がトイレの中に入った。養護教諭は、救急隊員の一人から「エピペン®を打った人は救急車に同乗してください」と言われた。養護教諭は、トイレから出てきて、近くにいたH教諭に、「校長先生に救急車に同乗するように伝えてください。」と言った。担任がトイレから出てきた。また、校長も救急隊員から「エピペン®を打った人は救急車に同乗してください。」と聞いた。

担任から連絡を受けていたSさんの母親が学校の現場であるトイレに到着した。

#### 【13時45分頃】

校長は救急隊員から「心肺停止」との内容を聞いたことから、市教委への連絡が必要であると判断し、教育委員会指導室指導主事へ第一報を行った。

その後、校長は、再び3階女子トイレ前に向かった。

救急隊員が出てきて、搬送を始めた。校長は、担任が救急車に同乗を申し出たので、担任に「(担任している) 子どものところに行きなさい」との指示を出した。

【14時00分頃】

救急車が学校から杏林大学病院へ出発した。校長と母親が同乗した。

【14時00分より後】

指導主事が学校に到着。その数分後に、統括指導主事が学校に到着。指導主事は統括指導主事に対し、救急車が杏林大学病院へ向かったことを伝えた。

【14時10分】

統括指導主事からSさんの情報等について教育委員会に報告があった。

指導室長は、副校長が当日は年次休暇であり、また、校長が病院搬送で不在となっていることから、今後、統括指導主事とI主幹教諭が中心となって対応するよう指示した。

I主幹教諭は、校内放送により各学年から1人の教員が職員室に集合するように伝えた後、状況を説明し、児童の下校までの学校体制について協議した。

【14時12分】

救急車が杏林大学病院に到着した。

【14時23分】

校長は事務室L主任に、I主幹教諭を中心に関係者を集めて時系列で情報を整理しまとめておくよう電話で指示した。

【14時25分】

事故発生から、救急搬送までの経過について、指導主事から指導室長に報告があった。

【15時10分】

統括指導主事から指導室長に次の報告があった。

「15時05分、Aテレビ局から学校に問い合わせがあり、『地域の方から、アナフィラキシーショックによる救急搬送があったと聞いていますが本当ですか?』という問い合わせが学校にあった。』との連絡を受けた。」

【15時33分】

児童下校後、統括指導主事は、教職員の情報共有と今後の対応の確認のため、緊急職員会議を開くよう指示し、緊急職員会議を開催した。

【15時45分】

統括指導主事から指導室長に次の報告があった。

「15時12分、Bテレビ局から学校に問い合わせがあり、『地域の方から、アナフィラキシーショックによる救急搬送があったと聞いていますが本当ですか？』という問い合わせが学校にあった。』との連絡を受けた。」

【16時10分】

担任とJ教諭が、指導主事に確認後、タクシーでSさんが搬送された病院に向かった。

【16時38分】

杏林大学病院で校長は、Sさんの保護者（父親）から16時29分に死亡が確認されたとの連絡を受けた。

【16時40分】

校長は、学校で待機していた指導主事に「死亡が確認された旨」を連絡した。

【16時41分】

学校に待機していた統括指導主事から、16時29分にSさんの死亡が確認された旨、指導室長に報告があった。※その時点では、死因は不明。

【17時13分】

校長が搬送先の病院から帰校した。

【17時50分頃】

担任とJ教諭が、帰校した。

【18時01分】

調布警察から警察官6人が来校し、校長、担任及び養護教諭に対し、それぞれ事情聴取を行った。

【18時30分頃】

市長・教育長は杏林大学病院に行き、両親にお悔やみとお詫びを伝えた。

【19時45分】

警察の事情聴取が終了した。

調布市立富士見台小学校 「事故当時の動き」 ※関係者からの聞き取りに基づき作成

◆時刻の ( ) 書きは想定時間 ★は確定時間

| 時間割                     | 時刻                 | 担 任                                                                          | 養護教諭                                                                  | 校 長                                                           | その他教員等 |
|-------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------|
| 12:15<br>給食時間           |                    | [5-2教室]                                                                      |                                                                       |                                                               |        |
|                         | (12:17)            | 除去食をSさんに調理員が渡しているのを見た。                                                       |                                                                       |                                                               |        |
|                         | (12:45頃)           | じゃがいもチヂミが残っているのを見る。「食べる人いない？」等と声をかけながら、教室内をバットを持った状態で歩き、「ほしい」と要求した児童に対して配った。 |                                                                       |                                                               |        |
|                         | (12:50頃)           | Sさんの席のななめ前に差しかったところで、Sさんから「欲しいです」との声があり、1/4にしたチヂミを配り、教卓に戻る。                  |                                                                       |                                                               |        |
| 12:55<br>給食終了<br>昼休み    | (12:57)            | 「ごちそうさま」と言って給食終了。                                                            |                                                                       |                                                               |        |
|                         |                    | 昼休みは、教室の自席で作業していた。                                                           |                                                                       |                                                               |        |
|                         | (13:05頃)           | Sさんと当該クラスのAさんほか2～3人と教卓のところで数分間会話をした。                                         |                                                                       |                                                               |        |
|                         | (13:15前)           | 当該クラスのB君とC君が教室の後方に移動した自分の席で、まだ給食を食べていたの<br>で、B君の机の横に立ち指導していた。                |                                                                       |                                                               |        |
| 13:15<br>昼休み終了<br>掃除の時間 | (13:15頃)           |                                                                              |                                                                       |                                                               |        |
|                         | (13:22)            | Sさんから「先生、気持ちが悪い」との訴えがあり、Sさんのそばに移動した。                                         |                                                                       |                                                               |        |
|                         | (13:24)            | 養護教諭を呼びよせ、そばにいたD君に依頼。                                                        |                                                                       |                                                               |        |
|                         | (13:25)            | 食物アレルギーの可能性を考え、エピペンを打つことを考え、ランドセルからエピペンを取り出し、「これ打つのか？」とSさんに尋ねる。              | [保健室]<br>D君が保健室に来て、担任が呼んでいると言<br>うので、3階の5-2<br>教室へ向かう。                |                                                               |        |
|                         | (13:28)<br>(13:29) | 養護教諭が到着後、救急車を要請するために職員室へ。                                                    | [5-2教室]<br>息が苦しそうで吸入器<br>がうまくいかない様子<br>を見て、Sさんに「救<br>急車呼ぼうね」と言<br>った。 |                                                               |        |
|                         | (13:30)            | [職員室]<br>校長へ報告し、救急車を要請していいか尋ねる。                                              | [5-2教室]<br>Sさんが「トイレに行きたい」と言ったので、トイレに行く必要があると判断し、背負って3F女子トイレへ向かう。      | [職員室]<br>担任からSさんが喘息が強く出ているため、救急車を要請してよいか尋ねられたため、要請するように指示をした。 |        |

調布市立富士見台小学校 [事故当時の動き] ※関係者からの聞き取りに基づき作成

◆時刻の ( ) 書きは想定時間 ★は確定時間

| 時間割           | 時刻      | 担 任                                                                                                       | 養護教諭                                                                                                       | 校 長                                       | その他教員等                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | ★13:31  | [職員室]<br>119番通報をする。                                                                                       | [3F女子トイレ]<br>トイレに入ってすぐ左にある最も大きい個室に入り、便座に座らせた。本人の名前を呼んだが返事がなかったため、何度も名前を呼び、Sさんの胸部を左手で叩いた。                   |                                           | [4-2教室]H教諭<br>4-2男子児童から「トイレで倒れている人がいる」「先生はいないようだ」との話を聞き3F女子トイレへ向かう。                                                                                                                                                                                                                              |
| 13:32<br>掃除終了 | (13:32) | [事務室]<br>おかわり表を栄養士に確認しに事務室へ行き、おかわり表を見せてくださいと尋ねた。おかわり表を確認すると、じゃがいものチヂミはおかわりできないことを知り、「僕が食べさせてしまいました。」と言った。 |                                                                                                            | [保健室]<br>Sさんが保健室にいると思い、1F保健室へ             | [事務室]栄養士<br>担任が「チヂミ食べてよかったのですか？」と事務室に入ってきた。私はダメだよと答える。<br>[職員室]J教諭<br>職員室にて、掃除のチェックを行っていた。<br>[3F女子トイレ]H教諭<br>養護教諭がSさんに声をかけていた様子を見る。                                                                                                                                                             |
|               | (13:33) |                         | [3F女子トイレ]<br>スクールサポーターが来て「何かすることある」と言ってきたので、AEDを持ってくるように依頼した。G教諭が「大丈夫ですか？」と尋ねてきたので、「大丈夫じゃない。誰か人を呼んで」と要請した。 | [用務主事室]<br>救急車の動線確保するために、正門の鍵を取りに1F用務主事室へ | [保健室]栄養士<br>保健室にSさんがいると思い向かったが、いなかったで教室へ。<br>[3F多目的室前]J教諭<br>人だかりができていたので、子どもを教室の中に入れて。<br>[3Fトイレ前廊下]H教諭<br>廊下がとても騒がしくなっていたため、児童をそれぞれの教室に入れる。<br>[3F女子トイレ前]G教諭                                                                                                                                   |
|               | (13:34) | [職員室]<br>保護者に電話し、「僕がチーズ入りのチヂミを食べさせてしまったことと、救急車を要請したこと」を伝えた。エビパンを打ったのかを聞かれたところで、電波が悪く電話が切れる。               |                                                                                                            | [校門]<br>校門の鍵を確認後、Sさんのいる3Fへ移動。             | [5-2教室]栄養士<br>教室に行くとG教諭がエビパンを出しているところだったので、大丈夫だと思い職員室へ。<br>[職員室]G教諭<br>職員室に行くと担任が電話をかけていたので、「エビパンは？」と聞いたところ机の上にあると言ったので、すぐに5-2の教室に戻る。<br>[5-1教室]I主幹教諭<br>清掃を丁寧に行っていたところ、教室にいない児童がいたので、他の児童に尋ねると、廊下に行ったことを聞く。<br>[2F高学年算数教室前]F教諭<br>スクールサポーターにAEDはどこかと聞かれたので、1F用務主事室前の設置場所まで走り、後からきたスクールサポーターに渡す。 |

調布市立富士見台小学校 「事故当時の動き」 ※関係者からの聞き取りに基づき作成

◆時刻の ○ 書きは想定時間 ★は確定時間

| 時間割                            | 時刻      | 担 任                                                                               | 養護教諭                                                                               | 校 長                                                                                                                                                                        | その他教員等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>↓</p> <p>13:35<br/>5校時目</p> | (13:35) |  | <p>[3F女子トイレ]<br/>校長と一緒にトイレの<br/>個室からSさんを出<br/>し、仰向けに寝かし、<br/>心臓マッサージを行っ<br/>た。</p> | <p>[3F女子トイレ]<br/>G教諭からエピペンを<br/>受け取る。Sさんを養<br/>護教諭とトイレの個室<br/>から出し、G教諭に毛<br/>布を保健室に取りに行<br/>かせる。</p>                                                                       | <p>[職員室]栄養士<br/>職員室に行く。担任が保<br/>護者と電話で話しをして<br/>おり、「チヂミを食べさ<br/>せてしまった。」と答え<br/>ていた。<br/>[5-2教室]G教諭<br/>5-2の教室に行き、エピ<br/>ペンを見つけ3F女子ト<br/>イレにいた校長にエピペ<br/>ンを渡す。<br/>[5-2教室前]主幹教諭<br/>5-2教室前に行きどうし<br/>たのかと尋ねると、Sさ<br/>んが倒れたことを知らさ<br/>れる。<br/>スクールサポーターがエ<br/>ピペンを見つけるのを見<br/>届ける。</p>                                                                                                                                                                             |
|                                | ★13:36  | <p>[事務室]<br/>事務室に保護者から電<br/>話が入ってきて「エピ<br/>ペンを打つよう」求め<br/>られた。</p>                |                                                                                    | <p>[3F女子トイレ]<br/>Sさんの右大腿部にエ<br/>ピペンを注射する。<br/>スクールサポーターが<br/>AEDをもってきたの<br/>で、電源を入れ、パッ<br/>ドはスクールサポー<br/>ターがSさんに貼り付<br/>けた。<br/>AEDからは、「通電<br/>は必要なし」とのメッ<br/>セージが流れた。</p> | <p>[3F女子トイレ]H教諭<br/>校長がエピペンを打つ様<br/>子をみる。<br/>[保健室へ]G教諭<br/>校長が毛布みたいなもの<br/>があった方がよい」と<br/>言ったので、保健室に取<br/>りに行く。<br/>[5-2教室前]主幹教諭<br/>廊下にいた子どもたち<br/>(5-2・5-1, 6年)を<br/>教室に戻し座らせる</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                | (13:38) | <p>[3F女子トイレ]<br/>Sさんの様子を見て救<br/>命措置が必要と思い、<br/>人工呼吸を行った。</p>                      | <p>[3F女子トイレ]<br/>心臓マッサージを続け<br/>た。</p>                                             | <p>[1F昇降口へ]<br/>救急車を迎えに1Fに<br/>移動。</p>                                                                                                                                     | <p>[校庭]栄養士<br/>保護者から何かあったら<br/>慈恵に搬送するように言<br/>われていたので、救急隊<br/>にそのことを伝えに行っ<br/>たが、断られた。<br/>[1F昇降口]J教諭<br/>救急車が来るので、校庭<br/>対応に行く。<br/>[校門へ]H教諭<br/>救急車を誘導するよう指<br/>示されたため、校門へ行<br/>く。その後、校長が救急<br/>隊を誘導したため、校庭<br/>にいた4-1の子どもたち<br/>をプール側のゴール前に<br/>座らせた。<br/>[保健室]G教諭<br/>毛布を取って3F女子ト<br/>イレへ<br/>[1-1教室・校庭]M教諭<br/>授業をしていたら、4年<br/>生が校庭で騒いでいたの<br/>で注意。クラスの児童に<br/>指示を出し、校庭で様子<br/>を見ようとしたところ、<br/>救急車が入ってきての<br/>で、4年生にどくように<br/>指示。H教諭が来たの<br/>で、クラスに戻った。</p> |

調布市立富士見台小学校 「事故当時の動き」 ※関係者からの聞き取りに基づき作成

◆時刻の ( ) 書きは想定時間 ★は確定時間

| 時間割 | 時刻       | 担任                                            | 養護教諭                                                                        | 校長                                                       | その他教員等                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|----------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | (13:40)  | [3Fトイレの前]<br>救急隊が到着したの<br>で、トイレの前の廊下<br>で待機。  | [3F女子トイレ]<br>近くにいたH教諭に、<br>エピペンを打った校長<br>に救急車に同乗するよ<br>う伝えてくださいとお<br>願いました。 | [3F女子トイレ]<br>救急隊を女子トイレに<br>誘導。                           | [各教室を回る]J教諭<br>各教室を回り、教室内に<br>いるよう指示するととも<br>に、教室のカーテンを閉<br>めた。<br>[3F女子トイレ]H教諭<br>4-1担任のG教諭が校庭<br>に戻ってきたため、再び<br>3F女子トイレに向かっ<br>た。<br>[校庭]G教諭<br>校庭に児童がいたので、<br>校庭に行く。<br>[2F教室を回る]I主幹<br>教諭<br>J教諭と手分けをして、<br>2F教室を回り、教室内<br>に待機することと、カー<br>テンを閉めるよう指示を<br>する。 |
|     |          |                                               |                                                                             | [3F女子トイレ]<br>救急隊から心肺停止と<br>聞き市教委への連絡が<br>必要と判断し、校長室<br>へ | [3Fの5年教室]I主幹<br>教諭<br>5年児童への学習を指示<br>をしたあと1Fに状況確<br>認へ向かう。<br>[校長室へ]H教諭<br>養護教諭からエピペンを<br>打った校長を連れてきて<br>くれと言われたので、校<br>長室へ。                                                                                                                                     |
|     | ★13:45   |                                               |                                                                             | [校長室]<br>市教委へ第一報を行っ<br>た。                                | [校庭]I主幹教諭<br>校庭にいた4-1を教室に<br>戻るように指示。                                                                                                                                                                                                                            |
|     | (13:45頃) | 救急車に同乗してよい<br>か校長に確認したが、<br>学級に戻るよう指示さ<br>れた。 |                                                                             | [3F女子トイレ]<br>市教委へ第一報を行っ<br>たのち、Sさんのいる<br>3F女子トイレへ        | [3F女子トイレ]H教諭<br>校長と一緒に3F女子ト<br>イレに向かった。                                                                                                                                                                                                                          |
|     |          | [1F昇降口]<br>Sさんが運ばれるとき<br>に1F昇降口へ。             | [1F昇降口へ]                                                                    |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|     | (14:00頃) | [1F昇降口付近]<br>救急車を見送る                          | [1F昇降口付近]<br>救急車を見送る。                                                       | [1F昇降口へ]<br>救急車に同乗し病院<br>へ。                              |                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 7 事故発生の要因

検証委員会では今回の事故の直接的な原因と思われるものとして、除去食の提供（おかわりを含む。）方法と緊急時の対応の二つに大きな問題があったと判断している。

除去食の提供では、

- 1 チーフ調理員がSさんに、どの料理が除去食であることを明確に伝えていなかったこと。
- 2 おかわりの際に担任が除去食一覧表（担任用）で確認しなかったこと。
- 3 保護者がSさんに渡した献立表に、除去食であることを示すマーカーが引かれていなかったこと。

緊急時の対応では、

- 1 担任がエピペン®を打たずに初期対応を誤ったこと。
- 2 養護教諭が食物アレルギーによるアナフィラキシーであることを考えずに、エピペン®を打たずに初期対応を誤ったこと。

以上の内一つでも実施されていたら、女の子の命を守れたのではないかと考えられる。

しかし、事故の背景にある様々な要因が事故に結びついていたと考えられ、それらの一つひとつを改善することが再発防止につながるものと考えられることから、次の要因についても報告しておきたい。

### (1) 情報の共有について

児童に食物アレルギーがある場合ガイドラインでは、学校は保護者から管理指導表の提出を求め、保護者は医師に記載を依頼し、学校に提出することになっている。保護者から管理指導表の提出を受けた学校は、学校生活上の留意点等について、緊急時に教職員誰もが管理指導表を閲覧できる状態で一括保管することになっている。また、学校生活上の留意点などについては、保護者、栄養士、担任が協議を行い、どのような対応を行う必要があるかを総合的に判断して学校給食を実施することになっている。

ではここでいう情報の共有とは、どの情報を誰と誰が共有すれば良いのか、事故発生の要因という視点で考えてみた。

児童・生徒の生命に関わる食物アレルギーについては、保護者、栄養士、調理員、担任はもちろん、養護教諭、学校長など学校の教職員全員が把握する必

要があり、保護者の同意を得て管理指導表の内容についても教職員全てが把握しておく必要がある。ここでは、個人情報ということより命を守るための情報共有といった考え方が優先されるべきである。

また、発達の段階にもよるが同じ教室内で給食を食べる児童・生徒達も、同じクラスで学ぶ友達に食物アレルギーがあり、何を食べてはいけないのかという事について情報共有していても良いのではないか。

今回の事故では、必ずしも教職員全員がSさんの情報を共有していなかったのではないかとこの疑問が残されている。同校では平成24年9月に給食の誤配というアレルギー事故を起こしており、教職員向けの研修会が開催されているにもかかわらず、その成果が生かされていなかったという点をまずは指摘したい。教職員が食物アレルギー対応は給食室の問題として捉えてはいなかっただろうか。

養護教諭は児童の健康管理という立場から、食物アレルギーのある児童を把握するとともに、緊急時にはどのような対応をすべきかについて、保護者と面談をするなどして情報共有を行っていたのだろうか。養護教諭はSさんが入学以来5年間見守って来ており、入学当初は保護者との面談を行っていたといい、除去食の提供など予防的な対応については栄養士を交えて相互に確認されている。しかし、保護者と養護教諭との間で緊急時の対応までは十分な話し合いが行われていなかったのではないかと推測できる。養護教諭は自校に食物アレルギーのある児童がいるなら、食物アレルギーに関する研修を定期的に自発的に受講し、アナフィラキシーの症状が発生した場合、どのようなタイミングでエピペン®を打つのが効果的か等、緊急時の対応について十分な知識を持つ必要があり、それらを実践する立場にあったはずである。

また、給食の提供という視点では、保護者と栄養士が毎月末に翌月の献立について協議し確認しているが、調理現場には調理室手配表及び除去食一覧表、保護者には除去食一覧表（個人用）、担任には除去食一覧表（担任用）、Sさんには配布された献立表に保護者がマーカーを引くなど、SさんはじめSさんの周りにいる大人たちが、それぞれ異なった資料を持っていたことも事故要因の一つと考えられる。

栄養士は給食の提供に当たって、保護者との間でどのような取組みを行うかを確認の上で今まで対応してきた。しかし、他の学校でどのような対応をしているか調査し、より安全な方法やミスを起こさない方法を研究し、保護者に提

案するなどの取組みを行うことも必要であった。

## (2) 除去食の調理と配食・配膳について

除去食の調理は栄養士が保護者と協議を行った上で、家庭から代替食を持参するのか除去食を調理するのかなど、チーフ調理員等と日々打ち合わせを行っているが、平成24年9月の事故後に家庭から持参する代替食についても情報共有するなど改善が図られていた。また、除去食の調理を行う者を定め、ミスをなくす取組みも行われていた。

平成24年9月に発生した誤配による食物アレルギー事故以降Sさんには、チーフ調理員がどの料理が除去食であるか口頭で伝えた上で、Sさん専用の容器に入れた料理を直接手渡しするようになったとのことである。従って、平成24年9月の事故以前はどの料理が除去食であるか口頭で伝えていなかったとのことである。2年前までチーフ調理員をしていた者は、どの料理が除去食かを口頭で伝えていたとのことだが、後任者に文書などでの引き継ぎがされておらずに、現在のチーフ調理員は料理を乗せたトレイを単にSさんに手渡ししていただけた状態が続いていた。平成24年9月の事故以降、除去食の料理名を伝えるように改善されたものの、12月20日当日どのように話したか記憶がなかったということは、料理名を言ったのかもしれないが、Sさんには伝わっていなかったと推測せざるを得ない。

さらに、除去食であるか否かに関わらず、常に他の児童と異なる色のトレイと容器を利用していたために、どの料理が除去食かどうか視覚では判断できず、担任に対しても当日の献立の中に除去食があるかどうかの情報を、改めて伝えてはいなかった。安全な給食を提供することを考えるなら、目と耳の両方で除去食を確認し伝える方法を工夫すべきであり、児童だけでなく担任にも伝えるシステムを考える必要があるのではないだろうか。

## (3) 給食指導について

平成22年3月に文部科学省が発行した「食に関する指導の手引」によると、第4章の学校給食の役割では、「成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において活用することができる。」としている。

第6章の個別的な相談指導の進め方では、食物アレルギーを有する児童生徒

の具体的な指導方法において、食物アレルギーがアナフィラキシーショックを起こす場合があるとして、「児童生徒の食物アレルギーの実態を把握し、食物アレルギーの児童生徒が、健康被害の心配なく、成長に合わせて可能な限り給食提供面での対応が望まれます。対応に当たっては、主治医や学校医の指示に従い、保護者と学校関係者の十分な話し合いの上、指導や対応を行うことが大切です。」と記されている。

さらに、「安全に食物アレルギー対応を推進していくためには、学校給食施設設備及び人的配置の充実が必要です。」とした上で、「こうした対応を行う場合には、校長のリーダーシップの下に、献立を立案し管理する栄養教諭、それを安全に調理し提供する給食調理員、児童生徒の食事の様子や変化を常に見ている学級担任、日々の健康管理を行う養護教諭はもとより、教職員全員の共通理解が必要です。」としている。

食物アレルギーについては児童の命を守るという視点から、学級担任をはじめ栄養士、養護教諭、さらには学校の全ての教職員の役割がいかに大切であるかが手引書の中にも記されている。

今回の事故において、給食指導ということで担任はSさんの食物アレルギーについて、最も実情を理解し食事の様子や変化を見ていなければならない立場にあることは言うまでもない。

給食を安全に提供するという点では除去食の提供で達成していた。しかし、「おかわり」する児童がいないか教室を配り歩いていた担任の行動は、給食を残さずに完食するという目標達成が優先していた結果、「おかわり」がもたらす影響についての注意を怠ったことが事故につながった。さらに、除去食一覧表（担任用）についても常に確認できる状態にしていなければならないにも関わらず、当日は職員室の机にしまってあったということは、担任としての役割が不十分であったと言える。

また、担任はこの事故以前にも自分が持つべき除去食一覧表（担任用）を間違えて保護者に渡してしまい、保護者から注意を受けていた。たとえ、Sさんが持っていた献立表の料理名に除去食であること、食べてはいけないことを意味するマーカーが引かれていなかったにしても、これはルールとは関わりのないことであり、保護者、栄養士、担任の3者の間でルール化されていた除去食一覧表（担任用）の確認を怠った担任の責任は重い。

また、小学校5年生という児童の成長を考えるなら、家庭、担任、児童の3

者が同じ献立表を持っていたにもかかわらず。また、担任が日々の献立の確認を行うシステム、栄養士との連携が働いていなかったことも事故要因の一つと言える。

#### (4) 緊急時の対応について

ガイドラインでは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼーという喘鳴、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーショックと定義され、アレルギー反応によらず運動や物理的な刺激によって起こる場合もあるとされている。

食物アレルギーによるアナフィラキシーが発生した場合の対応は、「食物アレルギーの診療の手引2011」（食物アレルギーの発症要因の解明および耐性化に関する研究（研究代表者 海老澤元宏））によれば、皮膚、消化器、呼吸器、循環器、精神神経について、それぞれの症状を総合的に判断して臨床的重症度をグレード1からグレード5に区分し、グレード3（咽頭喉頭の絞扼感）、グレード4（呼吸困難、チアノーゼ）以上の症状があった場合は、エピペン®を打つタイミングであるとしている。

エピペン®は本人又は家族が打つこととされているが、保育所や学校において救命の場に居合わせた教職員が児童・生徒に代わって注射することは、医師法違反にならないとの見解が示されている。（「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの定着に向けて」（東京都教育委員会、平成20年12月25日））

今回の事故について緊急時にSさんがどのような状態であったか、関係者の聞き取り結果から事故要因を探ってみることにする。

清掃時間中にSさんは気分が悪くなったことを担任に訴えているが、担任が気付いたときにはSさんはすでに喘息の吸入器を口に当て苦しそうであった。

Sさんは、当日の給食には除去食はなかったと認識している可能性があり、呼吸の苦しさは喘息による発作が原因であると考えていたと推測される。

喘息の重い状態であったのか、食物アレルギーによるアナフィラキシーであったのか現場の担任はどのような判断をしたのかということになるが、給食後ということでもあり食物アレルギーによるアナフィラキシーの可能性を考え、エピペン®を打つことを考えている。それはSさんのランドセルからエピペン®を取り出し、「これ打つのか？」と聞いていることで分かる。

エピペン®投与のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行

する前の初期症状（呼吸困難などの呼吸器の症状が出現したとき）のうちに注射するのが効果的であるとされている。しかし、アナフィラキシーショック症状がどのようなものか担任は経験したことがなかったこと、Sさん自身も今までに今回のような症状を経験した記憶がなかったこと、Sさんが「違う、打たないで」といったことなどから、エピペン®を打つタイミングが遅れたことは否めない。

仮に食物アレルギーによるアナフィラキシーショックと疑っても、11歳の児童が「打たないで」といった時に、それでも注射を打つことができるかどうか難しい問題である。食物アレルギーに対する知識があって、複数の教員が立会い、校長が「打ちなさい」と指示を出している環境にあったら、児童が「打たないで」と言っても担任は迷わずに注射を打つことができたかも知れない。しかし、そのような状況ではなかったのでエピペン®を打つタイミングを失した。

さらに、担任が救急車を呼びに行っている間、Sさんの状態を見ていた養護教諭が食物アレルギーによるアナフィラキシーショックを疑い、この時点でエピペン®を打つことを考えていたらSさんの命が助かっていたかも知れない。気分が悪いと訴えてから14分間の出来事だが、アナフィラキシーに対していかに迅速な対応をしなければならないかが分かる。

#### (5) 研修の成果について

富士見台小学校では、平成20年9月と平成21年11月にアレルギー専門医から、食物アレルギーに関する講義とエピペン®の使い方についての研修を全教職員向けに実施している。また、校長はSさんが在籍する当該学年の担任に対して、平成21年度から平成23年度にはエピペン®の使い方のDVDを観るように指示を出している。さらに、平成24年9月に事故を起こした直後の10月には、「食物アレルギー 学校での対応」をテーマとした校内研修が実施され、食物アレルギー対応に関すること、また、緊急時対応にはエピペン®を打つことが重要であるという講義を教職員は受けている。

富士見台小学校の教職員は、Sさんが在籍していることにより、5年間にわたって食物アレルギーの研修を受け、緊急時にはエピペン®を打つことを学んでおり、養護教諭も担任以上に食物アレルギーによるアナフィラキシーについて理解していたと思われる。

しかし、なぜ研修の成果が生かされなかったのかという疑問が残る。担任も当初はアナフィラキシーショックと疑っていたにもかかわらず、エピペン®を

打つまでに至らなかったこと。また、養護教諭はアナフィラキシーの症状であることを全く疑っていなかったことは、研修に対する取組み姿勢と危機管理意識の欠如があったと思わざるを得ない。今後は研修内容の見直しと危機意識をさらに高める取組みが求められる。

## 8 事故防止への提言

### (1) 情報共有に関する提言

食物アレルギーに関しての情報の共有とは何を意味するのか。それは人の命を守るために同じ情報を持つということであり、保護者と学校相互の信頼を深め食物アレルギー事故を未然に防ぐための第一歩に他ならない。

#### ア 個別面談調書の作成について

毎年度当初（新入学時にあっては入学前）に管理指導表の確認をしながら、学校としてどのような対応をする必要があるのか、また、給食対応について学校と家庭との役割分担など、保護者、栄養士、養護教諭、校長又は副校長の4者で面談を行うことはガイドラインに示されているとおりである。

また、養護教諭は各学校統一した書式で作成された個別面談調書を用いて面談記録を残すことを徹底し、管理指導表と合わせて一括管理するとともに、栄養士にも写しを提供し情報の共有を図る必要がある。

#### イ 管理指導表記載事項の情報共有について

管理指導表では、学校における日常の取組み及び緊急時の対応に活用するために、記載内容について教職員全員で共有することの同意欄があり、保護者の同意を条件に教職員全員が情報共有できることになっている。保護者の同意がある場合には、個人情報の取り扱いには十分注意しつつ、児童の命を守るために学校生活上留意しなければならない事項について、教職員全員に周知徹底を図らなければならない。保護者の同意がない場合にあっては、緊急時の対応を迅速に行えるよう保護者に十分理解してもらい、同意してもらう努力が求められる。

#### ウ 緊急時対応における個別対応プランの作成について

毎年度保護者と学校関係者が面談を行い、児童の健康管理と食物アレルギー対応についての確認を行うこととなるが、緊急時の対応についても相互で確認を行うことが重要である。そのためには、学校内で食物アレルギーによ

るアナフィラキシー症状が発生した場合又は食物アレルギーが要因と疑う場合に、学校がどのような対応をすれば良いか、そのための対応を具体的に示した個別対応プランを、ガイドラインに沿って保護者の協力を得て作成することが重要である。また、その内容を教職員全員が情報共有し、食物アレルギーのある児童・生徒へのきめ細やかな対応と迅速な対応が出来るようにしなければならない。

#### エ 除去食一覧表の作成について

栄養士は調理員と調理室手配表等により日々打ち合わせを行っているが、食物アレルギーがあり学校給食での対応が必要な児童、特に除去食対応が必要な児童に対しては保護者との間で十分な打ち合わせを行う必要がある。そして、何の料理を除去食にするのか、何を家庭から持参する代替食とするのかについて双方で確認しなければならない。その場合、必ずしも前月末に面談して翌月の献立を確認することまでは求めないが、献立表又はそれに代わる除去食一覧表等を利用して原因食材の確認を相互で行い、学校給食が安全に提供できるよう努めなければならない。

#### オ 除去食に関する統一した資料の共有等について

今回の事故の要因の一つに、保護者には除去食一覧表（個人用）、担任には除去食一覧表（担任用、いわゆる「おかわり表」）そしてSさんは保護者が用意したSさん用の献立表と、それぞれが異なる資料を持っていたことが挙げられている。食物アレルギーによる事故を防ぐためには、関係する人達が同じ資料を持ち、かつ、一人ひとりがそれぞれの役割を十分に果たすことが大切であると考える。

市内の小学校では、各学校がそれぞれ食物アレルギー対応に関して熱心に取り組んでいるが、その対応方法は各学校に委ねられているので、今後は統一した取組みが行われるよう望みたい。

また、情報の共有という点では、同じクラスの児童たちにも「誰が何の食物アレルギーがあるのか」「何を食べてはいけないのか」という情報を伝えることで、クラス全体で仲間の命を守る取組みを行って欲しい。

### (2) 除去食の調理及び配食・配膳方法に関する堤言

#### ア 除去食の調理について

栄養士は除去食の調理に当たって調理員に対して、どの料理を除去食対応にするのか明確な指示を出すとともに、家庭から持参する代替食が何かを知

らせなければならない。この場合、口頭だけではなく様式を定め、原因食材の除去内容が記載された書面を配布するなど、調理員全員が確認できる方法を検討する必要がある。

その書面は、同じものを栄養士及び担任が必ず所持するとともに、除去対応した児童にも配食時に配布するなど、関係する者全員が同じ書面を持てるような工夫が必要である。

除去食の配膳方法については出来るだけ手渡しが望まれるが、除去食対応の児童数、職員体制等により対応できない場合もあるので、口頭だけではなく書面のほか除去食が入っていることを分かるように容器の色を変えるなどの対策が必要である。また、誰の除去食であるかについても表示することが必要である。

#### イ 配食・配膳方法について

栄養士は担任に対し当日の除去食情報を知らせることで、担任は児童の給食における食物アレルギー対応の状況を確認することができる。前記アに記したように調理員に指示した内容と同様の物を担任に渡すことで、関係するすべての教職員が同じ情報を共有することになる。

担任に当日の除去食情報がSさんと同様に明確に伝わっていれば、「おかわり」による事故は防げたはずである。

また、調理から配食までの一元的な管理を、全校が統一的行うことを検討し事故の防止につなげて欲しい。さらに、除去食対応が必要な配慮を要する児童への「おかわり」についても、各学校が各々対応するのではなく、統一したルール作りを望むものである。

#### (3) 給食指導に関する提言

担任は食に関する指導という視点から給食指導に当たらなければならないが、食物アレルギーがあり除去食対応をしなければならない状態にある児童については、他の配慮を必要とする児童と同様に、日常から様々な対応を心掛ける必要がある。特に、食物アレルギーによるアナフィラキシーは、児童の命にかかわる問題であり、症状が急激に変化することから緊急時の対応訓練が必要であることを考えれば、アレルギーのある児童に限らず教室内の全ての児童に対して命を守るための取組みを行う必要がある。そのためには、命の教育の充実や人権尊重の教育等をとおして、食物アレルギーに対する給食対応をしている児童がいじめられることがないよう、教育的指導及び配慮を行わなければな

らない。

#### (4) 緊急時の対応に関する提言

食物アレルギーのある児童がアナフィラキシーショックを起こした場合の緊急時対応は迅速さが求められるが、どのような症状が食物アレルギーによるアナフィラキシーであるのか判断が難しく、特に、喘息発作との違いや呼吸が困難な状態の把握、発症が喫食によるものかどうかの確信がないなど、現場では混乱状態に陥ることは目に見えている。今回の事故でも原因となった食材を食べたという認識が、児童にも担任にも当初なかったことから、喫食によるアナフィラキシーショックとは結びついていなかった。

しかし、給食後であること、児童に食物アレルギーがあり、エピペン®を日常的に所持していることを考えれば、喫食によるアナフィラキシーショックを疑い、速やかにエピペン®を打つよう徹底する必要がある。

そのためには、校長が指導的立場に立って校内研修を開催し、教職員全員が食物アレルギーに関する知識を深め、学校教育で注意が必要な事項や移動教室等の学校外での対応など、注意喚起と対策の徹底を図る必要がある。養護教諭については、児童の健康管理という視点から校内研修の開催について積極的に協力し、自らの食物アレルギーに関する知識を深めるとともに、緊急時の対応について教職員全員が理解する取組みを行うことが重要である。

#### (5) 教職員研修のあり方に関する提言

学校に勤務するということは児童・生徒が存在し、そこには一人ひとりの個性があるということである。知力も体力も家庭環境もすべて異なる児童・生徒がいる。教職員には学習の指導力だけではなく、児童・生徒の学校生活を様々な角度から見つめ支え、心身の成長の手助けを行うことが求められている。また、健康管理の面では安心して安全な学校生活が送れるよう、配慮の必要な児童・生徒には常に目配りと心配りをしながら対応することが求められる。教職員への研修は、このような視点に立って行われる必要があり、教職員の人材育成を目的に行わなければならない。

また、食物アレルギーに関する研修は、児童・生徒の健康管理のために行われるべきものであり、児童・生徒一人ひとりの実情に合った対応の必要性を教職員全員が考えるための研修でなければならない。

食物アレルギーがアナフィラキシーショックを起こし、児童・生徒の命に関わる事態を招くことを考えれば、食物アレルギーに関する研修は、まさに児

童・生徒の命を守るための研修と位置付け、尊い命が失われることのないよう一層の充実が求められる。また、教育委員会事務局は小・中学校が行うこれらの研修について、同じ認識を持って協力し支援しなければならない。

また、食物アレルギーによる緊急時を想定した模擬訓練など、体験的な研修を行うこと。

#### (6) 教育委員会事務局への提言

##### ア 事故発生の情報提供と学校指導について

学校管理下又は学校管理外で発生した、児童・生徒の事故については、各小・中学校から教育委員会事務局に対して事故報告が行われる。各小・中学校が行う事故報告は、教職員や児童・生徒に関するものは教育部指導室に、学校給食に関するものは教育部学務課に行われるのが通例となっている。

事故報告を受けた教育委員会事務局では、内容を確認の上さらに詳細な報告や事後の対応等についての報告を求めている。

事故報告は、まず電話による報告があり、その後文書で報告がされることになっているが、電話による報告があった際に教育委員会事務局が学校に対して、どのような指示や指導が行われるかによって、事故の解決を早めることもあれば遅らせることもある。

平成24年9月に富士見台小学校で給食の誤配により、本来提供してはならない料理が食物アレルギーのある児童に配食され、アナフィラキシーを発症し救急搬送される事故があった。この際も学務課に第一報が入っているが、当該児童が同日のうちに自宅に帰っていることもあり、症状を軽度とみなしたために学校への指導が適切に行われていなかったことは、再発防止の観点では教育委員会事務局にも落ち度があったと言わざるを得ない。

これは、食物アレルギーによるアナフィラキシーが児童・生徒を死に至らしめる重大な事故につながる恐れがあるという認識が不足していたものと考えられ、さらに事故発生の状況を他の小・中学校に情報提供し、注意喚起を促すなどの取組みが必要であり、今後はこれらの取組みの徹底を図ることを求めるものである。

12月に発生した本件事故についても、教育委員会事務局として学校への指導及び支援など、その職責と役割が十分に果たせたかどうか、他の学校にどのような注意喚起を行ったか等について検証し、再発防止につながる努力を行って欲しい。

さらに、今後アレルギーに関する最新の情報を各小・中学校に速やかに情報提供し、教職員のアレルギーに関する知識を深める取り組みを行うとともに、アレルギー事故を起こさないよう注意喚起を行って欲しい。

#### イ 国等への働きかけについて

教職員が児童・生徒の健康管理と食物アレルギーによる事故に対して緊急に対応できる資質を身に付けるためには、教職員への研修を充実させることが必要である。

しかし、大規模校や食物アレルギー対応等の配慮が必要な児童・生徒が多い学校については、研修だけでは緊急時対応ができないこともあるので、看護師や保健師といった専門的な知識や経験のある人材の配置が必要と考えられる。ついては、人材の配置について国等の関係機関に働きかけて欲しい。

また、現在活用しているガイドラインは、財団法人日本学校保健会が発行したもので、食物アレルギーに対応するための給食調理現場における、具体的な作業マニュアルが示されていない。そこで、国が率先して作業マニュアルを作成するよう関係機関に働きかけて欲しい。

さらに、児童・生徒の発達段階に即して、食の安全に関わる指導を行っていくことも必要であると考え。例えば、学習指導要領に食物アレルギーについての知識を身に付け、食物アレルギーのある児童・生徒への理解推進を図って、安全指導を充実させていくことを位置付けるよう、国等に働きかけていくことも必要である。

これらの提言を基に、調布市として給食に関する事故の再発防止に向けた具体策を構築することを切に望みたい。

## 9 児童及び教職員へのメンタルケアについて

今回の事故のように学校で生命にかかわる事故が発生した場合、児童・教職員は大きな衝撃を受ける。

特に、つい今しがたまで共に学び、遊び、楽しく談笑していた友人が、突然、二度と帰らぬ人となってしまった体験をした級友たちの心の傷は、はかり知れない。その影響で心理的・身体的あるいは行動面で様々な反応（急性ストレス反応）が起きることが考えられる。

たとえば、眠れない、恐ろしい夢を見る、一人でいるのが怖い、感情が不安定になる、涙があふれる、心臓がドキドキする、食欲がない、集中力がなくなる、やる気が起きないなどの反応である。

これらは異常なことではなく、大きなショックを受けたことによって現れる正常な反応である。多くは一時的なもので、学校や家庭でゆったりと受け止め、適切に対応すれば、やがて自然に落ち着いてくるといわれている。

しかし、適切な対応がなされないとPTSD（外傷後ストレス障害）に陥るなど影響が長期化する場合がある。また、以前から悩みを抱えて心理的に不安が強かった児童や、うつ傾向にある児童が事故をきっかけに、より困難な状況になることも懸念される。

こうしたことを防ぎ、学校がすみやかに日常の生活を取り戻して児童・保護者に安心感を持ってもらうためには、メンタルケア（心のケア）が非常に重要となってくるが、学校の教職員だけで対応するには限界がある。そこで、学校からの要請に基づき、教育委員会が学校への緊急支援を行っている。

東京都教育相談センターでは、このような学校の危機対応と緊急支援の在り方についてマニュアルを作成している。（「生命にかかわる事件・事故後の心のケア 第2版」平成18年3月 発行）

また、調布市教育委員会では、平成22年3月に策定した「調布市教育プラン」の中で、「学校緊急支援体制の検討」を主要事業の一つに位置づけ、学校で災害・事故・事件等が発生したような緊急時において、スクールカウンセラーや教育相談所相談員が関係機関の臨床心理士等と連携し、教職員と一緒に児童・生徒の心のケアに対応できるような支援体制づくりを検討・実施することを掲げている。（「調布市教育プラン 主要事業18」）

今回の富士見台小学校児童死亡事故に際し、調布市教育委員会では、「調布市教育プラン」に基づき、学校や東京都教育相談センターとも連携しながら、児童・教職員のメンタルケア（心のケア）のための緊急支援を次のとおり実施した。

#### (1) 児童の心のケア

事故当日の平成24年12月20日（木）午後6時15分頃、教育相談所の相談員（教育専門職）を学校に派遣し、翌日からの心理専門職による児童の個別面談の準備（学級名簿・座席表の用意等）を行った。

事故翌日の12月21日（金）午前9時30分から、教育相談所員5人（心理専門職4人、行政職1人）を学校に派遣し、亡くなった児童と同じ学級の児

童全員（29人）と、同学年で仲の良かった児童等（4人）を対象に心理専門職による個別面談を実施した。

事故翌々日の12月22日（土）は第2学期の終業式であったため、通常は火曜日のみ配置のスクールカウンセラーを緊急配置した。あわせて、教育相談所員2人（心理専門職1人、行政職1人）を学校に派遣し、引き続き児童の個別面談を実施した（亡くなった児童と同じ学級の児童で前日欠席者1人、その他教員の見立てで必要と思われる児童4人）。この2日間の児童の個別面談の様子について、スクールカウンセラーと教育相談所心理専門職が情報共有し、学校教職員（副校長・教務主任）に報告した。また、児童の心のケアについて、全校の保護者あてにお知らせ文書を配布するとともに、全校教職員へもアドバイスをを行った。

第3学期の始業式を迎えた平成25年1月8日（火）は、スクールカウンセラーが全校児童の様子を観察するとともに、保護者から希望のあった児童1人の個別面談を実施した。

1月9日（水）から1月11日（金）までの3日間は、学校からの要請により教育相談所から応援の心理専門職1人と教育専門職1人を毎日派遣し、児童の観察及び教員へのアドバイスをを行った。

連休明けの1月15日（火）はスクールカウンセラーが全校児童の様子を観察した。また、教育相談所から教育専門職1人を派遣し、校長・副校長・スクールカウンセラーと今後の教育相談所の支援態勢について協議した結果、「1月中は、教育相談所から応援の心理専門職と教育専門職を毎週1回ずつ派遣して欲しい」旨、学校から要請があったため、要請どおり派遣することを決定した。

1月29日（火）は5年生保護者会があり、スクールカウンセラーも出席して、これまでの児童の心のケアについて説明するとともに、家庭・学校での一人一人の児童の様子について、保護者・担任・スクールカウンセラーが情報交換を行った。また、スクールカウンセラーから、家庭での対応についてアドバイスし、家庭と学校が引き続き連携して児童を見守ることが大切であり、今後とも遠慮なく相談していただくよう伝えた。

平成25年2月以降の教育相談所の支援態勢については、心理専門職についてはスクールカウンセラー中心に対応し、教育専門職については「第3学期一杯引き続き毎週1回派遣して欲しい」旨、学校長から要請があり、派遣してい

る。

児童の心のケアについては、今後もスクールカウンセラー（毎週火曜日配置）を中心に、学校教職員が教育相談所と連携して対応に当たり、必要に応じて児童の個別面談を行ったり、教育相談所の来所相談につなげたりすることとした。

## (2) 教職員の心のケア

教職員の心のケアについては、東京都教育相談センターに緊急支援を要請し、平成24年12月22日（土）東京都教育相談センターから緊急支援スタッフが派遣され（心理専門職1人、指導主事1人）、教職員9人（担任及び希望者）に個別面談を実施した。

12月26日（水）にも東京都教育相談センターから緊急支援スタッフが派遣され（心理専門職1人）、教職員5人（希望者）に個別面談を実施した。

教職員の心のケアについては、今後は人事・福利厚生担当の部署を中心に対応するよう、東京都教育相談センターから学校長に指示があったため、専門の医療機関につなぐなどの対応を行っている。

## 10 検証委員会の活動及び委員名簿

### (1) 第1回調布市立学校児童死亡事故検証委員会の開催

日時：平成25年1月10日（木） 午後6時30分～午後8時40分

会場：教育会館3階研修室

内容：・学校給食の現状報告等について

・事故の概要説明について

・今後の進め方について

・資料配布

### (2) 第2回調布市立学校児童死亡事故検証委員会の開催

日時：平成25年1月17日（木） 午後6時30分～午後8時40分

会場：教育会館3階研修室

内容：・関係者の聞き取り内容についての報告及び質疑

・追加資料の配布

### (3) 第3回調布市立学校児童死亡事故検証委員会の開催

日時：平成25年1月23日（水） 午後6時30分～午後9時

会場：教育会館3階研修室

内容：・事故発生当日の経過（時系列の詳細）

・昨年9月に発生した誤食事故について

・追加資料の配布

### (4) 第4回調布市立学校児童死亡事故検証委員会の開催

日時：平成25年1月31日（木） 午後6時30分～午後8時40分

会場：教育会館3階研修室

内容：・昨年9月に発生した誤食事故に関する保護者説明会資料について

・アナフィラキシーとエピペンについて

### (5) 第5回調布市立学校児童死亡事故検証委員会の開催

日時：平成25年2月7日（木） 午後6時30分～午後8時30分

会場：教育会館3階研修室

内容：・関係者の聞き取り内容についての報告及び質疑

・学校関係者の導線図の説明

・児童死亡事故検証報告の構成について

### (6) 第6回調布市立学校児童死亡事故検証委員会の開催

日時：平成25年2月13日（水） 午後6時30分～午後9時

会場：教育会館3階研修室

内容：・関係者の聞き取り内容についての報告及び質疑

- ・関係者の事故当時の動きについて
- (7) 第7回調布市立学校児童死亡事故検証委員会の開催
  - 日時：平成25年2月22日（金） 午後6時30分～午後8時30分
  - 会場：教育会館3階研修室
  - 内容：・関係者の事故当時の動きについて
  - ・児童死亡事故検証結果報告内容の検討について
- (8) 第8回調布市立学校児童死亡事故検証委員会の開催
  - 日時：平成25年2月28日（木） 午後6時30分～午後9時
  - 会場：教育会館3階研修室
  - 内容：児童死亡事故検証結果報告書（案）の検討について
- (9) 第9回調布市立学校児童死亡事故検証委員会の開催
  - 日時：平成25年3月7日（木） 午後6時30分～午後10時20分
  - 会場：調布市役所特別会議室
  - 内容：児童死亡事故検証結果報告書（案）の検討について
- (10) 調布市立学校児童死亡事故検証委員会検証結果報告書の提出
  - 日時：平成25年3月12日（火） 午後4時
  - 会場：教育会館3階研修室
  - 内容：児童死亡事故検証結果報告書の提出

#### 【 調布市立学校児童死亡事故検証委員会名簿 】

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 会 長 | 塚 越 博 道（調布市教育委員会教育部長）    |
| 副会長 | 朴 木 一 史（ 同 教育部指導室長）      |
| 委 員 | 伊 藤 俊 克（弁護士）             |
| 同   | 笹 本 和 広（医師）              |
| 同   | 小 寺 浩 二（調布市公立学校PTA連合会長）  |
| 同   | 村 田 守（調布市立小学校長会長）        |
| 同   | 藤 倉 正 道（調布市立中学校長会長）      |
| 同   | 阿 部 光（調布市教育委員会教育部教育総務課長） |
| 同   | 高 橋 和 男（ 同 教育部学務課長）      |

# 資料



|                   |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                                                |  |                                                                                                                                                                                                                                    |  |                                       |  |                                       |  |              |  |
|-------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------|--|---------------------------------------|--|--------------|--|
| 気管支ぜん息 (あり・なし)    |  | 病型・治療<br>A. 重症度分類 (発作型)<br>1. 間欠型<br>2. 軽症持続型<br>3. 中等症持続型<br>4. 重症持続型<br>B-1. 長期管理薬 (吸入薬)<br>1. ステロイド吸入薬<br>2. 長時間作用性吸入ベータ刺激薬<br>3. 吸入抗アレルギー薬<br>4. その他 ( )<br>B-2. 長期管理薬 (内服薬・貼付薬)<br>1. テオファイリン徐放錠剤<br>2. ロイコトリエン受容体拮抗薬<br>3. ベータ刺激内服薬・貼付薬<br>4. その他 ( )                                                                                                                                                                         |  | 病型・治療<br>C. 急性発作治療薬<br>1. ベータ刺激薬吸入<br>2. ベータ刺激薬内服<br>D. 急性発作時の対応 (自由記載)                                                                                                                                                        |  | 学校生活上の留意点<br>A. 運動 (体育・部活動等)<br>1. 管理不要<br>2. 保護者と相談し決定<br>3. 強い運動は不可<br>B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動<br>1. 配慮不要<br>2. 保護者と相談し決定<br>3. 動物へのアレルギーが強いいため不可<br>動物名 ( )<br>C. 宿泊を伴う校外活動<br>1. 配慮不要<br>2. 保護者と相談し決定<br>D. その他の配慮・管理事項 (自由記載) |  | 記載日 年 月 日<br>医師名<br>医療機関名             |  | 保護者<br>電話:<br>連絡医療機関<br>医療機関名:<br>電話: |  | 提出日 平成 年 月 日 |  |
| アトピー性皮膚炎 (あり・なし)  |  | 病型・治療<br>A. 重症度のめやす (厚生労働科学研究班)<br>1. 軽症: 面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。<br>2. 中等症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。<br>3. 重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。<br>4. 最重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。<br>*軽度の皮疹: 軽度の紅斑、乾燥、痒感、痒疹、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変<br>*強い炎症を伴う皮疹: 紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変<br>B-1. 常用する外用薬<br>1. ステロイド軟膏<br>2. タクロリムス軟膏<br>3. プロトピック®<br>4. その他 ( )<br>B-2. 常用する内服薬<br>1. 抗ヒスタミン薬<br>2. その他 ( )<br>C. 食物アレルギーの合併<br>1. あり<br>2. なし |  | 病型・治療<br>A. フール指導及び長時間の紫外線下での活動<br>1. 管理不要<br>2. 保護者と相談し決定<br>B. 動物との接触<br>1. 配慮不要<br>2. 保護者と相談し決定<br>3. 動物へのアレルギーが強いいため不可<br>動物名 ( )<br>C. 発汗後<br>1. 配慮不要<br>2. 保護者と相談し決定<br>3. (学校施設で可能な場合) 夏季シャワー浴<br>D. その他の配慮・管理事項 (自由記載) |  | 記載日 年 月 日<br>医師名<br>医療機関名                                                                                                                                                                                                          |  | 保護者<br>電話:<br>連絡医療機関<br>医療機関名:<br>電話: |  | 提出日 平成 年 月 日                          |  |              |  |
| アレルギー性結膜炎 (あり・なし) |  | 病型・治療<br>A. 病型<br>1. 通年性アレルギー性結膜炎<br>2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症)<br>3. 春季カタル<br>4. アトピー性角結膜炎<br>5. その他 ( )<br>B. 治療<br>1. 抗アレルギー点眼薬<br>2. ステロイド点眼薬<br>3. 免疫抑制点眼薬<br>4. その他 ( )                                                                                                                                                                                                                                                            |  | 病型・治療<br>A. フール指導<br>1. 管理不要<br>2. 保護者と相談し決定<br>3. フールへの入水不可<br>B. 屋外活動<br>1. 管理不要<br>2. 保護者と相談し決定<br>C. その他の配慮・管理事項 (自由記載)                                                                                                    |  | 記載日 年 月 日<br>医師名<br>医療機関名                                                                                                                                                                                                          |  | 保護者<br>電話:<br>連絡医療機関<br>医療機関名:<br>電話: |  | 提出日 平成 年 月 日                          |  |              |  |

(財)日本学校保健会 作成

保護者署名:

# 献立表

献立と食材を明記し、前月末までに全家庭に配布。



## 12月 献立表

富士見台小学校

平成 24年

| 日  | 曜日 | 献立名                                    | 赤の食品<br>血や肉になる                        | 黄色の食品<br>働く力になる                    | 緑の食品<br>体の調子を整える                                      | 栄養価                               |
|----|----|----------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 3  | 月  | ごはん 牛乳 のっぺい汁<br>わかさぎの南蛮揚げ 野菜の味噌和え      | 牛乳 豚肉 豆腐<br>わかさぎ                      | 米 でんぷん さとう<br>じゃがいも 油 こま           | にんじん ねぎ きゃべつ<br>もやし きゅうり 大根<br>ごぼう                    | エネルギー<br>たんぱく質 602 Kcal<br>21.7 g |
| 4  | 火  | たらもトースト 乳酸飲料<br>ホワイトシチュー ツナサラダ         | 乳酸飲料 たらこ 豚肉<br>ツナ缶 生クリーム              | パン じゃがいも 油<br>さとう 小麦粉 バター<br>マヨネーズ | パセリ にんじん 玉ねぎ<br>マッシュルーム きゃべつ<br>グリーンピース きゅうり<br>レモン   | エネルギー<br>たんぱく質 697 Kcal<br>20.8 g |
| 5  | 水  | ごはん 牛乳 クリーミーあんにんゼリー<br>マーボ大根 白身魚のスープ   | 牛乳 豚肉 かわい<br>豆腐 豆乳 寒天<br>生クリーム        | 米 さとう 油<br>でんぷん                    | にんじん にら 小松菜<br>しょうが にんにく<br>だけのこ 大根 ねぎ                | エネルギー<br>たんぱく質 607 Kcal<br>23.8 g |
| 6  | 木  | かきたまうどん 牛乳 栗きんとん<br>豆腐団子の甘酢あんかけ 白菜おひたし | 牛乳 鶏肉 たまご<br>豆腐 おかか                   | うどん でんぷん 油<br>さとう さつまいも<br>栗       | にんじん 小松菜 ねぎ<br>玉ねぎ 白菜                                 | エネルギー<br>たんぱく質 602 Kcal<br>26.7 g |
| 7  | 金  | 大根ピラフ 牛乳 果物<br>鯖の味噌チーズ焼き レタススープ        | 牛乳 ウインナー 鯖<br>ベーコン チーズ                | 米 さとう バター<br>油 マヨネーズ               | にんじん パセリ 大根<br>玉ねぎ レタス<br>果物 (バナナ等)                   | エネルギー<br>たんぱく質 679 Kcal<br>27.5 g |
| 10 | 月  | スタミナ丼 牛乳<br>三平汁 ごぼうの唐揚げ                | 牛乳 豚肉 鮭                               | 米 さとう でんぷん<br>じゃがいも 小麦粉<br>油       | にんじん にら しょうが<br>にんにく 玉ねぎ 大根<br>きゃべつ ねぎ ごぼう            | エネルギー<br>たんぱく質 642 Kcal<br>22.8 g |
| 11 | 火  | スパゲティナポリタン 牛乳<br>オニオングラタンスープ キラキラポンチ   | 牛乳 豚肉 ハム<br>ベーコン 寒天 チーズ               | スパゲティ パン 油<br>さとう バター              | にんじん ピーマン<br>パセリ 玉ねぎ コーン<br>クラムベリージュース<br>パイン 黄桃 みかん缶 | エネルギー<br>たんぱく質 686 Kcal<br>24.5 g |
| 12 | 水  | ごはん 牛乳 はす団子汁<br>魚のゆず味噌焼き 野菜のおひたし       | 牛乳 すずき 鶏肉<br>たまご                      | 米 さとう でんぷん<br>こま                   | 小松菜 にんじん ゆず<br>きゃべつ れんこん ねぎ<br>しょうが 大根                | エネルギー<br>たんぱく質 621 Kcal<br>31.1 g |
| 13 | 木  | パエリア 牛乳 果物<br>パンプキンオムレツ きゃべつスープ        | 牛乳 いか ほたて<br>ベーコン ウインナー<br>たまご チーズ えび | 米 じゃがいも 油                          | 赤ピーマン かぼちゃ<br>パセリ にんじん 玉ねぎ<br>きゃべつ 果物                 | エネルギー<br>たんぱく質 725 Kcal<br>30.0 g |
| 17 | 月  | ごはん 牛乳 果物<br>筑前煮 塩豚汁                   | 牛乳 鶏肉 さつまあげ<br>豚肉                     | 米 じゃがいも 油<br>さとう                   | にんじん いんげん ごぼう<br>しょうが だけのこ<br>玉ねぎ きゃべつ えのき<br>果物      | エネルギー<br>たんぱく質 663 Kcal<br>23.1 g |
| 18 | 火  | ミルクパン 牛乳 カレースープ<br>鮭のハーブ焼き シーザーサラダ     | 牛乳 鮭 ベーコン<br>豚肉 レンズ豆 チーズ              | パン パン粉 マカロニ<br>さとう 油               | パセリ にんじん 赤ピー<br>にんにく きゃべつ コーン<br>きゅうり 玉ねぎ             | エネルギー<br>たんぱく質 606 Kcal<br>29.1 g |
| 19 | 水  | 里いもごはん 牛乳<br>揚げだし豆腐 五目汁                | 牛乳 油あげ 豆腐<br>鶏肉 豚肉                    | 米 さとう 里いも<br>でんぷん 油                | にんじん 小松菜 玉ねぎ<br>だけのこ もやし                              | エネルギー<br>たんぱく質 645 Kcal<br>25.3 g |
| 20 | 木  | わかめごはん 牛乳 肉団子汁<br>じゃがいものチヂミ ナムル        | 牛乳 ベーコン 豚肉<br>鶏肉 豆腐 わかめ<br>チーズ        | 米 じゃがいも さとう<br>こま でんぷん             | にら にんじん 小松菜<br>コーン きゃべつ ねぎ<br>しょうが にんにく<br>もやし 玉ねぎ    | エネルギー<br>たんぱく質 614 Kcal<br>20.8 g |
| 21 | 金  | リザーブ給食                                 | 牛乳 鶏肉 豚肉<br>生クリーム                     | パン さとう マカロニ<br>タルト皿 油              | ブロッコリー にんじん<br>赤ピー しょうが コーン<br>玉ねぎ セロリ かぶ<br>きゃべつ いちご | エネルギー<br>たんぱく質 600 Kcal<br>29.3 g |

※行事や食材の都合により献立を変更することがあります。  
※今月の市内産野菜は、にんじん・大根・白菜です。

## リザーブ給食

### 皆みんな同じメニュー

ロールパン アロカールとソンのワガ ミネストローネ クリスマスタルト

### 好きなメニュー (おかずから1つ、デザートから1つ選びます。)

おかず <照り焼きチキン> <タンドリーチキン>  
デザート <生クリームタルト> <チョコクリームタルト>



除去食一覧表（個人用）

| 献立名   |                | S さん           |
|-------|----------------|----------------|
| 12/3  | ごはん            |                |
|       | わかさぎの南蛮漬け      |                |
|       | 野菜の味噌和え        |                |
|       | のっぺい汁          |                |
| 12/4  | たらもトースト        | パンのみ持参         |
|       | ホワイトシチュー       | 持参             |
|       | ツナサラダ          |                |
|       | 乳酸飲料           |                |
| 12/5  | ごはん            |                |
|       | マーボ大根          |                |
|       | 白身魚のスープ        |                |
|       | あん仁ゼリー         | 豆乳のみで提供        |
| 12/6  | かきたまうどん        |                |
|       | 豆腐団子の甘酢あんかけ    |                |
|       | 白菜おひたし         |                |
|       | 栗きんとん          |                |
| 12/7  | 大根ピラフ          | バター除去          |
|       | 鱈の味噌チーズ焼き      | チーズ除去          |
|       | レタススープ         |                |
|       | キウイフルーツ        |                |
| 12/10 | スタミナ丼          |                |
|       | 三平汁            |                |
|       | ごぼうの唐揚げ        |                |
|       |                |                |
| 12/11 | スパゲティナポリタン     | チーズ除去          |
|       | オニオンクラタンスープ    | バター除去・パン持参     |
|       | キラキラボンチ        |                |
|       |                |                |
| 12/12 | ごはん            |                |
|       | 魚のゆず味噌焼き       |                |
|       | 野菜のおひたし        |                |
|       | はす団子汁          |                |
| 12/13 | バエリア           |                |
|       | パンプキンオムレツ      | チーズ除去          |
|       | きゃべつスープ        |                |
|       | りんご            |                |
| 12/17 | ごはん            |                |
|       | 筑前煮            |                |
|       | 塩豚汁            |                |
|       | みかん            |                |
| 12/18 | ミルクパン          | パン持参           |
|       | 鮭のハーフ焼き        |                |
|       | シーザーサラダ        | チーズ除去          |
|       | カレースープ         |                |
| 12/19 | 里いもごはん         |                |
|       | 揚げ出し豆腐         |                |
|       | 五目汁            |                |
|       |                |                |
| 12/20 | わかめごはん         |                |
|       | じゃがいものチヂミ      | チーズ除去          |
|       | ナムル            |                |
|       | 肉団子汁           |                |
| 12/21 | ロールパン          |                |
|       | 照り焼きチキン        |                |
|       | ブロッコリーとコーンのサラダ |                |
|       | ミネストローネ        |                |
|       | タルト            | タルト持参・豆乳ホイップ提供 |
|       |                |                |
|       |                |                |
|       |                |                |

|       | 献立名                                                  | S.さん                | おかわり   |
|-------|------------------------------------------------------|---------------------|--------|
| 12/3  | ごはん<br>わかさぎの南蛮漬け<br>野菜の味噌和え<br>のっぺい汁                 |                     |        |
| 12/4  | たらもトースト<br>ホワイトシチュー<br>ツナサラダ<br>乳酸飲料                 | パンのみ持参<br>持参        | ×<br>× |
| 12/5  | ごはん<br>マーボ大根<br>白身魚のスープ<br>あんりんゼリー                   | 豆乳のみで提供             | ×      |
| 12/6  | かきたまうどん<br>豆腐団子の甘酢あんかけ<br>白菜おひたし<br>栗きんとん            |                     |        |
| 12/7  | 大根ピラフ<br>鱈の味噌チーズ焼き<br>レタススープ<br>キウイフルーツ              | バター除去<br>チーズ除去      | ×<br>× |
| 12/10 | スタミナ丼<br>三平汁<br>ごぼうの唐揚げ                              |                     |        |
| 12/11 | スパゲティナポリタン<br>オニオンクラダンスープ<br>キラキラボンチ                 | チーズ除去<br>バター除去・パン持参 | ×<br>× |
| 12/12 | ごはん<br>魚のゆず味噌焼き<br>野菜のおひたし<br>はす団子汁                  |                     |        |
| 12/13 | バエリア<br>パンブキンオムレツ<br>きやべつスープ<br>りんご                  | チーズ除去               | ×      |
| 12/17 | ごはん<br>筑前煮<br>塩豚汁<br>みかん                             |                     |        |
| 12/18 | ミルクパン<br>鯉のハーブ焼き<br>シーザーサラダ<br>カレースープ                | パン持参<br>チーズ除去       | ×<br>× |
| 12/19 | 串いもごはん<br>揚げ出し豆腐<br>五目汁                              |                     |        |
| 12/20 | わかめごはん<br>じゃがいものチヂミ<br>ナムル<br>肉団子汁                   | チーズ除去               | ×      |
| 12/21 | ロールパン<br>照り焼きチキン<br>ブロッコリーとコーンのサラダ<br>ミネストローネ<br>タルト | タルト持参・豆乳ホイップ提供      | ×      |
|       |                                                      |                     |        |
|       |                                                      |                     |        |
|       |                                                      |                     |        |

除去食一覧表（担任用）

平成 24年 12月 20日 木曜日  
献立枝番(0:通常献立)

調理室手配表

岡布市立富士原台小学校

|             | 1    | 2  | 3      | 4       | 5       | 6       | 7  | 8   | 9     | 10 | 合計  | 換算人 | 行事等   |
|-------------|------|----|--------|---------|---------|---------|----|-----|-------|----|-----|-----|-------|
| 人数          | 53   | 60 | 57     | 44      | 62      | 68      | 34 | 1   |       |    | 378 | 384 | かしわなし |
| 料理名/食品名     | 一人分量 |    | 使用量    |         | 発注量     |         | 業者 | 切り方 | 調理方法等 |    |     |     |       |
| [わかめごはん]    |      |    |        |         |         |         |    |     |       |    |     |     |       |
| 米           |      |    | 70.00  | 26.88kg | 25.00kg | 黒光      |    |     |       |    |     |     |       |
| 炊き込みわかめ     |      |    | 1.00   | 0.38kg  | 0.40kg  | 黒光      |    |     |       |    |     |     |       |
| [じゃがチヂミ]    |      |    |        |         |         |         |    |     |       |    |     |     |       |
| じゃがいも       |      |    | 80.00  | 34.13kg | 34.00kg | 八百屋     |    |     |       |    |     |     |       |
| にら          |      |    | 5.00   | 2.02kg  | 2.00kg  | 八百屋     |    |     |       |    |     |     |       |
| ホールコーン(冷凍)  |      |    | 5.00   | 1.92kg  | 2.00kg  | 黒光      |    |     |       |    |     |     |       |
| にんじん        |      |    | 5.00   | 1.98kg  | 1.00kg  | 地場      |    |     |       |    |     |     |       |
| ペーコン        |      |    | 5.00   | 1.92kg  | 2.00kg  | 黒光      |    |     |       |    |     |     |       |
| でんぱん        |      |    | 8.00   | 3.07kg  | 3.00kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| 粉チーズ        |      |    | 2.00   | 0.77kg  | 0.70kg  | 黒光      |    |     |       |    |     |     |       |
| ごま油         |      |    | 0.50   | 0.19kg  | 0.19kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| しょうゆ        |      |    | 2.00   | 0.77kg  | 0.77kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| 酢           |      |    | 2.00   | 0.77kg  | 0.77kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| 砂糖          |      |    | 2.00   | 0.77kg  | 0.77kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| [ナムル]       |      |    |        |         |         |         |    |     |       |    |     |     |       |
| キャベツ        |      |    | 40.00  | 18.07kg | 18.00kg | 八百屋     |    |     |       |    |     |     |       |
| 小松菜         |      |    | 5.00   | 2.26kg  | 2.00kg  | 八百屋     |    |     |       |    |     |     |       |
| にんじん        |      |    | 5.00   | 1.98kg  | 1.00kg  | 地場      |    |     |       |    |     |     |       |
| 茹で塩         |      |    | 0.00   | 0.00kg  | 0.00kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| しょうが汁       |      |    | 0.13   | 0.05kg  | 0.05kg  | 八百屋     |    |     |       |    |     |     |       |
| にんにく        |      |    | 0.03   | 0.01kg  | 0.01kg  | 八百屋     |    |     |       |    |     |     |       |
| ごま油         |      |    | 0.15   | 0.06kg  | 0.06kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| しょうゆ        |      |    | 1.50   | 0.58kg  | 0.58kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| 塩           |      |    | 0.20   | 0.08kg  | 0.08kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| 砂糖          |      |    | 0.20   | 0.08kg  | 0.08kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| からし(粉)      |      |    | 0.02   | 0.01kg  | 0.01kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| 白いりごま       |      |    | 0.32   | 0.12kg  | 0.10kg  | 黒光      |    |     |       |    |     |     |       |
| [ミートボールスープ] |      |    |        |         |         |         |    |     |       |    |     |     |       |
| 豚ひき肉        |      |    | 10.00  | 3.84kg  | 3.00kg  | 肉屋      |    |     |       |    |     |     |       |
| 鶏ひき肉        |      |    | 5.00   | 1.92kg  | 1.00kg  | 肉屋      |    |     |       |    |     |     |       |
| 玉葱          |      |    | 5.00   | 2.04kg  | 2.00kg  | 八百屋     |    |     |       |    |     |     |       |
| しょうが汁       |      |    | 0.50   | 0.22kg  | 0.20kg  | 八百屋     |    |     |       |    |     |     |       |
| たまご         |      |    | 4.00   | 1.81kg  | 1.00kg  | 黒光      |    |     |       |    |     |     |       |
| 塩           |      |    | 0.15   | 0.06kg  | 0.06kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| こしょう        |      |    | 0.03   | 0.01kg  | 0.01kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| でんぱん        |      |    | 2.50   | 0.96kg  | 0.96kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| もやし         |      |    | 10.00  | 3.96kg  | 3.00kg  | 八百屋     |    |     |       |    |     |     |       |
| ねぎ          |      |    | 15.00  | 6.40kg  | 6.00kg  | 八百屋     |    |     |       |    |     |     |       |
| にんじん        |      |    | 10.00  | 3.96kg  | 3.00kg  | 地場      |    |     |       |    |     |     |       |
| 絹ごし豆腐       |      |    | 20.00  | 7.68kg  | 7.00kg  | 協同      |    |     |       |    |     |     |       |
| 小松菜         |      |    | 10.00  | 4.52kg  | 4.00kg  | 八百屋     |    |     |       |    |     |     |       |
| 塩           |      |    | 0.85   | 0.33kg  | 0.33kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| こしょう        |      |    | 0.04   | 0.02kg  | 0.02kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| しょうゆ        |      |    | 3.50   | 1.34kg  | 1.30kg  | 在庫      |    |     |       |    |     |     |       |
| チキンがら       |      |    | 8.00   | 3.07kg  | 3.00kg  | 黒光      |    |     |       |    |     |     |       |
| 水           |      |    | 140.00 | 53.76kg | 53.76kg |         |    |     |       |    |     |     |       |
| [牛乳]        |      |    |        |         |         |         |    |     |       |    |     |     |       |
| 牛乳          |      |    | 1.00本  | 206.00  | 379.00本 | 380.00本 | 明治 |     |       |    |     |     |       |
| 戦10人        |      |    |        |         |         |         |    |     |       |    |     |     |       |

調理室手配表(栄養士用)

献立、調味料を含む全食材、使用量を明記した表で、除去食の打合せなどにも使用。

平成21年 6月 3日

調布市立小・中学校長 様

教育部学務課長

調布市立学校のアレルギー疾患に対する取り組みについて

このことについて、平成20年度から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の活用については各学校にお願いしてきたところです。

このたび、関係諸機関の御協力に基づき、「調布市立学校におけるアレルギー疾患をもつ児童・生徒への対応について」として、調布市教育委員会の考え方及び実施方法がまとまりましたので配布資料のとおり報告します。このことにつきましては、平成20年4月(財)日本学校保健会監修「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び平成20年12月東京都教育委員会発行「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の定着に向けて（都の見解）」に則し、下記のとおり実施しますので、各小中学校においての取り組み方よろしくお願いいたします。

記

- 1 調布市立学校におけるアレルギー疾患をもつ児童・生徒への対応について（別紙1）に基づく取り組みの具体的な実施方法の概略
  - (1) 「調布市立学校におけるアレルギー疾患に対する取り組み」の実施については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び本日お配りする平成20年12月東京都教育委員会発行「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の定着に向けて（都の見解）を熟読のうえ、保護者への周知を行なう。
  - (2) 保護者から請求があった場合、また学校生活で配慮・管理が必要と思われる児童・生徒には「学校生活管理指導表（アレルギー疾患

用)」を渡す。

- (3) 医師の診断に基づく「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」により、校内での取り組みプランを作成する。
- (4) 保護者との面談を行なう。
- (5) 校内における教職員の共通理解を図る。
- (6) 「取り組みプラン」に基づく配慮や管理を実施する。
- (7) 年度末には、保護者あてに、次年度に向けての管理指導表の配布及び提出依頼を行なう。

## 2 配布資料

- (1) 調布市立学校におけるアレルギー疾患に対する取り組みについて  
(別紙 1)
- (2) 東京都教育委員会発出平成20年12月25日付20教地義第1092号文書  
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の定着に向けて（お願い）写し  
(資料 1)
- (3) 東京都教育委員会発出平成20年12月25日発行「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の定着に向けて (資料 2)
- (4) 「平成20年度学校におけるアレルギー疾患に対する取組に関する講習会（文部科学省主催）＜要旨及び質疑応答＞」抜粋  
(資料 3)

## 3 その他

- (1) 上記の別紙及び資料についてはSA@SCHOOL等に登録してあります。  
ア SA@SCHOOL→ライブラリ→912学務課学校保健→アレルギー疾患取組  
イ グループウェア→ライブラリ→912学務課→外部→学校保健→アレルギー疾患取組
- (2) 取り組み実施に当たっての保護者あて周知文書等のひな型については、現在作成中ですので、完成しましたら各学校あて周知いたします。

（担当 保健給食係

電話 4 8 1 - 7.4 7 5）

## アレルギー疾患のある児童・生徒への対応について

日頃より、調布市立学校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、昨今のお子様を取り巻く健康課題のひとつにアレルギー疾患があります。アレルギー反応に起因する病態には、気管支ぜん息や食物アレルギー・アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。このため、お子様が「安全・安心」に学校生活を送ることができるように学校においても取組みを行っています。

下記の内容をよくお読みのうえ、学校での対応をご希望される方は各学校にお申し出ください。なお、全てのご要望にお応えできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 記

## 1 アレルギー疾患対応取組みの流れ

## Step 1

アレルギー疾患対応が必要かどうかを  
家庭にて検討する

## 検討のPoint

- ①医師の診断が「中等症」以上
- ②アレルギー疾患に対する配慮・管理を希望する

⇒①と②の両方を満たすかどうか検討してください。

## Step 2

アレルギー疾患対応を希望する旨を  
学校へ申し出る

学校から  
「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を渡します。

## Step 3

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」  
をもって医療機関を受診する

医師にお子様のアレルギーについて診断してもらい、必要事項を記入してもらってください。

## Step 4

医師の作成した管理指導表を学校へ提出し  
対応を相談する

医師の作成した管理指導表を基に、  
学校生活における配慮や管理についてご相談させていただきます。

## Step 5

アレルギー疾患に対する取組みの開始

※食物アレルギーのあるお子様への給食の対応については、裏面をご覧ください。

## 2 食物アレルギー疾患のある児童・生徒への給食の対応について

食物アレルギーのあるお子様で、学校給食での対応を希望される方は、つぎのとおり手続きが必要となります。

なお、対応できる範囲は限られておりますが、食物アレルギー等で、ご心配なことがある場合は、必ず学校にご相談ください。



### (1) 手続き等

新年度から学校給食での対応（配慮・管理等）を希望される方は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下「管理指導表」という）等を、前年度の3月中旬までに、学校へご提出願います。

新入生におかれましても、入学予定の学校へ直接電話連絡の上、同様にご提出願います。

「管理指導表」等のご提出により対応についての検討を開始いたしますので、提出日にご注意ください。

なお、対応を継続される場合も、毎年、管理指導表の提出が必要となります。

### (2) 食物アレルギー対応の内容

#### ① 小学校での対応

ア 「管理指導表」等に基づき、保護者と学校教職員で面談を行い、ご家庭での様子やアレルギー症状が出てしまったときの対処法等をお伺いし、学校で対応できる範囲を確認いたします。

イ 前月末に、翌月分の献立表等をお渡しいたします。保護者の方が給食内容の確認を行ってください。

ウ 原則として栄養士等と毎月面談等を行い、献立ごとに学校で可能な範囲を具体的に確認いたします。

※ 個人のアレルギーの状況や学校全体の状況、献立・調理の内容により、給食で対応できない場合があります。ご家庭から代替品の持参をお願いすることもありますので、ご了承ください。



#### ② 中学校での対応

ア 「管理指導表」等に基づき、アレルギーの状況に応じて、保護者と学校教職員が面談を行い、ご家庭での様子やアレルギー症状が出てしまったときの対処法等をお伺いすることがあります。

イ ご希望の方に、前月末に、翌月分の献立の詳しい食材が明記された「手配表」をお渡ししますので、ご家庭で確認していただき、給食の際に、お子様ご自身で除去（食べない）していただきます。

## 3 飲用牛乳の除去対応

飲用牛乳は、小中学校共に、年間を通して、ほぼ毎日提供され、原則として単価が一定であることから、医師の診断により飲用牛乳を飲むことができないお子様に限り、除去対象といたします。

飲用牛乳の除去の対応を希望される方は下記のとおりの手続きが必要となります。

### (1) 提出書類

#### ① 牛乳を飲むことができないことが明記された医師の診断の証明

ア 乳アレルギーの場合・・・「管理指導表」

イ 乳糖不耐症等の場合・・・「診断書」

#### ② 「牛乳辞退届」・・・飲用牛乳の提供を辞退する旨の届出書

（学校に用意してあります、担任か栄養士にお申し出ください）



### (2) 飲用牛乳除去の決定及び実施

① 学校において、上記の提出書類の確認をいたします。

② 提出された「牛乳辞退届」の写しに書類審査により決定した内容を記入してお知らせいたします。

③ 牛乳の除去を決定後、実際に除去を開始するまでに、日数を要する場合がありますので、ご了承ください。

### (3) 飲用牛乳代金の返金

① 上記により、飲用牛乳の除去が決定したお子様に限ります。

② 「牛乳辞退届」に返金を希望する旨の記載があり、学校給食費のお支払いに滞りがない場合に限り、学期ごとに返金いたします。

#### ③ 返金の対象とならない場合

ア 学級閉鎖等で給食の提供がされなかった日の飲用牛乳代金分（除去していない児童・生徒と同じ対応）

イ 給食費のお支払いに滞りがある場合

### (4) 就学援助の認定を受けられた方

給食費の支給額は、お支払いいただいた学期分の給食費から、返金額を差し引いた額が支給されます。

【 問合せ先 調布市教育委員会 教育部 学務課 保健給食係 042-481-7476（直通） 】

# 学校給食におけるアレルギー対応

平成24年12月

調布市教育委員会

調布市学校給食栄養士会

## 目次

1. 食物アレルギーとは
2. 調布市の基準
3. 児童生徒への対応の流れ
4. 食物アレルギー対応の用語説明

## 1 食物アレルギーとは

食物アレルギーは、特定の食物を摂取することによって、皮膚、呼吸器・消化器、あるいは、全身に生ずるアレルギー反応のことを言う。一人の児童生徒が、複数のアレルゲンに有する場合もある上に、症状も多岐にわたり、食物の摂取から二時間以内くらいに症状が表れる即時型と、遅発型がある。なお、人によっては摂取後、短時間のうちに急激なショック症状（アナフィラキシーショック）をおこす場合がある。

## 2 調布市の基準

### （1）小学校児童への対応

調布市立小学校においては、全校に栄養職員が配置され、自校の調理室にて調理を行ない、直接、児童に除去食を提供することが可能であるため、下記の基準・条件によりアレルギー対応食を提供する。ただし、個人のアレルギーの状況や学校全体の状況、献立・調理の内容により、学校給食で対応できない場合もある。

#### 《基準》

- 1 医師の診察・検査により、食物アレルギーであることが明確であること。
- 2 アレルゲン（食物アレルギーの原因となる食物）が、特定することができ、医師から食事療法を指示・指導されていること。
- 3 家庭でも食事療法を行っていること。

#### 《条件》

- 1 医師による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出。
- 2 除去食を原則とし、各学校で対応する。
- 3 学校関係職員と保護者で面談を実施し、学校給食で対応できる内容、実施できる範囲を決定する。
- 4 除去した食材等に伴う給食費の返金はしない。ただし、飲用牛乳の除去については、飲用牛乳辞退届の提出により返金を行う。
- 5 学校給食で対応できない場合は、弁当または代替食を持参する。
- 6 実施の判断は、年度ごとに行う。
- 7 面談等により、毎月、学校と保護者の間で、献立の内容確認を行う。
- 8 全教職員に周知し、共通理解を図る。

## (2) 中学校生徒への対応

調布市立中学校においては、学校市民嘱託員（栄養士）が全校に配置されているが、小学校で調理した給食を配送する親子調理方式により提供されている。生徒に除去食等を安全に提供することが難しいため、アレルギー対応食の提供はしない。

### 《基準》

給食を申し込んだ保護者から申し出があった場合、食材表（調理室手配表）を提供し、保護者及び生徒が食材等を確認し、自らアレルゲン食材を除去する。

## 3 児童生徒への対応の流れ

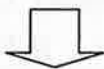
### (1) 学校におけるアレルギー対応の手順

|                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前年度                                                                                 | 保護者へのお知らせ配布<br>・全校配布「学校給食について」（別紙１－１ 学務課より）<br>・新小学一年生には新入学保護者説明会で配布（別紙１－２・別紙４－１，４－２）<br>・在校生アレルギー対応者<br>「アレルギー疾患に関する対応の継続について」（別紙２）<br>「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（別紙３）<br>※提出期限は <u>3月中旬</u> までとする<br>・新中学一年生 入学通知&給食の申込関係書類と共に学務課から保護者あて郵送（別紙１－２，別紙４－１，４－２） |
|  |                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 随時                                                                                  | 新規に申し出があった方に配布<br>「アレルギー疾患のある児童・生徒への対応について」（別紙４－１，４－２）<br>「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（別紙３）                                                                                                                                                                     |
|  |                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 3月頃<br>または<br>随時                                                                    | 保護者から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を受ける                                                                                                                                                                                                                        |
|  |                                                                                                                                                                                                                                                          |

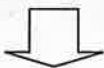
|      |                                                     |
|------|-----------------------------------------------------|
| 3～4月 | 書類の確認、対応準備<br>・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」内容確認<br>・面談日程調整 |
|------|-----------------------------------------------------|



|             |                                                                                                                             |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月<br>または随時 | 保護者との面談（面談者：校長、副校長、担任、養護教諭、栄養士など）<br>「アレルギー食調査書」（別紙5）<br>「食物アレルギー対応 面談調書」（別紙6）<br>・家庭での状況、症状が出たときの対応等の確認<br>・学校でできる範囲の状況説明等 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



|             |                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------|
| 4月<br>または随時 | 学校でのアレルギー対応の決定<br>・保護者への連絡<br>・校内周知および必要に応じて学級指導 |
|-------------|--------------------------------------------------|



|             |                                                                     |
|-------------|---------------------------------------------------------------------|
| 4月<br>または随時 | 学校でのアレルギー対応の決定事項を教育委員会へ報告<br>・「食物アレルギー対応報告書」（別紙7）の決裁後の写しにより、対応内容を報告 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------|



|    |          |
|----|----------|
| 随時 | 学校での対応開始 |
|----|----------|

## （2）飲用牛乳除去の手順

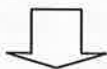
|    |                                                                                           |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 随時 | 申し出があった方に配布<br>・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」<br>※乳糖不耐症の児童・生徒は「医師の診断書」が必要な旨伝える<br>・「飲用牛乳辞退届」（別紙8） |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------|



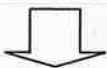
|              |                                                                                                           |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3月頃<br>または随時 | 保護者からの提出を受ける<br>・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」<br>※乳糖不耐症の児童は「医師の診断書」<br>・「飲用牛乳辞退届」<br>※受領後、早急に栄養士の元に届くように校内で周知のこと |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|



|                  |                                                       |
|------------------|-------------------------------------------------------|
| 3月頃<br>または随<br>時 | 「飲用牛乳辞退届」<br>・学校受付印を押印し、内容の確認<br>※記載内容等に不備がある場合、早めに確認 |
|------------------|-------------------------------------------------------|



|      |                                                                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3～4月 | 飲用牛乳除去実施の決定<br>・実施開始期間の決定<br>・「飲用牛乳辞退届」の下段の「通知書」に必要事項を記入<br>・受付印のある「飲用牛乳辞退届」に必要事項を記入し、コピーをとり、校長印を原本とコピーに押印し、原本を学校保管、コピーを保護者に渡す。 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



|           |                                                                         |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 面談終了<br>後 | 飲用牛乳除去等にかかる実施の決定事項の教育委員会への報告<br>・「食物アレルギー対応等報告書」（別紙7）の決裁後の写しにより、対応内容を報告 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|



|    |                                |
|----|--------------------------------|
| 4月 | 飲用牛乳除去の実施<br>・校内教職員への周知および学級指導 |
|----|--------------------------------|



|                     |                                                                               |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 学期末（給<br>食終了日<br>頃） | 保護者へ飲用牛乳除去の実施についてのお知らせ「飲用牛乳除去に伴う返金について」（別紙9）<br>※返金の対象者で未納がない方<br>学校→児童生徒→保護者 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------|



|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 学期終了<br>月 | 指定口座へ返金<br>※学校→金融機関→保護者 |
|-----------|-------------------------|

#### 4 食物アレルギー対応の用語説明

除去食・・・除去する食材を使用している料理を提供しない。

除去代替食・・・除去する食材を除いた料理を提供する。

代替食・・・除去する食材を除き、代わりの食材を使用した料理を提供する。



## 学校給食におけるアレルギー対応

平成24年12月 発行

調布市教育委員会

調布市学校給食栄養士会

登録番号  
(刊行物番号)

2012-258

調布市立学校児童死亡事故検証報告書

発行日 平成25年3月

発行 調布市教育委員会

編集 調布市教育委員会教育部指導室

〒182-0026 調布市小島町2-36-1

TEL 042-481-7478

印刷 庁内印刷

